

本市の政策展開から①

平成二七年一月一日から、電話、電子メール、FAX及び手紙による市政に関する問い合わせ、提案、苦情、相談などを二元的に受け付け、可能な限りその場で回答する川崎市総合コンタクトセンターが発足しました。総合コンタクトセンターの特徴、試行運用の概要、今後について、紹介します。

川崎市総合コンタクトセンターについて

総務局市民情報室市民の声担当主査

荒木孝之

川崎市総合コンタクトセンターの特徴

(1)なぜ「総合コンタクトセンター」か
多くの地方自治体や民間企業では、市民や顧客からの電話による問い合わせを受け窓口を「コールセンター」と呼んでいますが、川崎市では「総合コンタクトセンター」と呼んでいます。

一般的に、コールセンターは、電話による問い合わせに対応するというイメージがあります。川崎市では、「電話だけではなく、電子メール、FAX及び手紙という様々な媒体による、問い合わせ、提案、要望、苦情、相談など（以下「問い合わせ等」とします。）を幅広く総合的に一箇所で受け付け、可能な限りその場で回答する、市民との接点となる場所」という意味から、「総合コンタクトセンター」という名称を

使用しました。（図1参照）

(2)目的と業務
総合コンタクトセンターは、「市民満足度の向上」と「業務効率の向上」を大きな目的として設置し、これらの目的を達成するために次のような業務を行っています。

ア・問い合わせ等への応対
市民からの様々な媒体による、市政に関する問い合わせ等を一箇所で受け付け、可能な限り回答することにより市民満足度の向上を図るとともに、問い合わせ等に对する応対業務を総合コンタクトセンターで集中的に対応することにより業務効率の向上を図ります。

イ・外国語対応
外国语による問い合わせ等に対応することにより、外国人市民の満足度の向上を図ります。試行運用では英語による対応を行っています。

総合コンタクトセンター

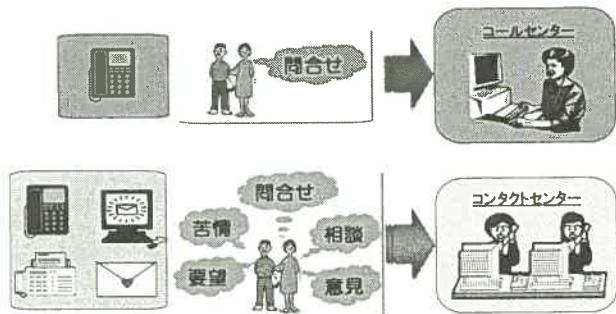


図1 コールセンターとコンタクトセンター

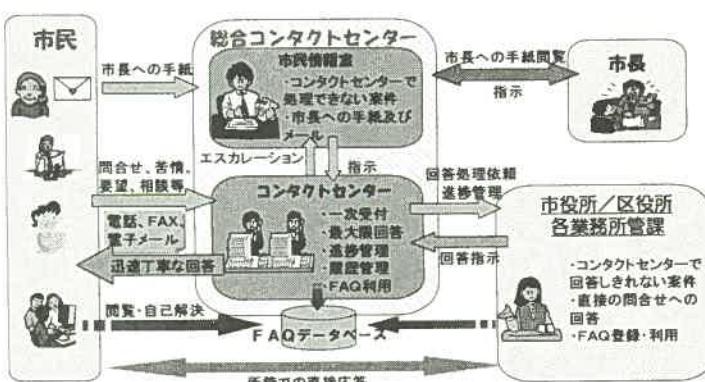


図2 川崎市総合コンタクトセンターの運用イメージ

工、電話によるアンケート調査

定期的にコンタクトセンターの電話応対状況の評価についてアンケート調査を行います。コンタクトセンターでの電話応対完了後に、利用者にオペレータの応対を簡単に評価してもらい、その評価をコンタクトセンターの運用に反映させることにより市民満足度の向上を図ります。

（3）運用イメージ

ウ、専門コールセンター等の統合
各所管課で個別に設置している専門のコールセンターのうち、可能なものを総合コンタクトセンターへ電子申請することで、業務効率の向上を図ります。試行運用では、電子申請のヘルプデスクを統合しました。

総合コンタクトセンターでは、職員が応対する部分（総務局市民情報室）と委託したコンタクトセンターのオペレータが応対する部分との二つに分け、それぞれの長所を活かすことができるよう、機能と役割を分担しています。

総合コンタクトセンターに寄せられた問い合わせ等に対して、迅速、的確、親切、丁寧に応対するために、問い合わせ等に対して、次のように対応しています（図2参照）。

ア、コンタクトセンターでは、一箇所で、市民からの様々な媒体による、市政に関する問い合わせ等をすべて「市民の声」として受け付けます。これら市民の声に

対して、コンタクトセンターでは、あらかじめ用意したFAQ（よくある質問と回答）、各種マニュアル、広報物、ホームページなどの情報を用いて可能な限り回答するとともに、応対の内容を記録し蓄積します。

イ、個人情報を参考する必要がある案件、行政的な判断が必要となる案件などのコンタクトセンターでは回答しきれない案件については、コンタクトセンターから直接業務所管課へ取り次ぎます。

業務所管課では、コンタクトセンターから引き継いだ案件について、コンタク

トセンターへ回答内容を指示したり、直接市民へ折り返し回答します。

ウ、業務所管課を判別できない案件、政策的な判断を要する案件、個別の市民相談などのコンタクトセンターでは処理できない案件については、コンタクトセンターカーから市民情報室へ案件を取り次ぎます。

市民情報室では、コンタクトセンターから引き継いだ案件について、コンタク

トセンターへ応対方法を指示したり、直接市民へ折り返し応対したり、市長閲覧に供して指示による処理を行ったり、関係する業務所管課へ応対を依頼したりします。

エ、コンタクトセンターから業務所管課へ取り次いだ案件については、コンタクトセンターで応対状況を確認し、回答の遅延や失念がなくなるように管理します。

オ、市民が、業務所管課へ直接電話で問い合わせたり、市役所や各区役所の窓口へ直接訪れたりした場合は、対応した職員が責任を持つて応対することとなります。

(4) 主な特長

総合コンタクトセンターの主な特長として、次の五点を挙げることができます。

ア、ハイブリット型の総合コンタクトセンター

民間企業の持つノウハウを最大限に活用しながら、行政と民間企業がそれぞれ持つ長所を活かすことができるよう、職員と委託したコンタクトセンターのオペレータとで、機能と役割を分担した複合（ハイブリット）型の総合コンタクトセンターとしています。

試行運用の概要

平成一七年一月一日に開始した総合コンタクトセンターの試行運用の状況を表1に示します。

(1) 名称及び愛称

総合コンタクトセンターの正式名称は「川崎市総合コンタクトセンター」ですが、市民が覚えやすいように、愛称として「サンキューコールかわさき」を使用しています。

(2) 問い合わせ先

問い合わせ等を受け付ける電話番号及び

ます。提案、要望、苦情、相談などに対応して回答が必要な場合、定型的に回答できることは、委託したオペレータが回答しますが、定型的に回答できないようなときは、業務所管課や市民情報室が処理を行います。

エ、取り次いだ案件の処理状況の管理

コンタクトセンターから他の部署へ取り次いだ案件については、処理が完了するまで、コンタクトセンターから定期的に取り次いだ先に応対状況を確認することにより、回答の遅延や失念がないように管理します。

オ、市民の声の分析とニーズの抽出

総合コンタクトセンターで得られた市民の声をすべてデータベースとして蓄積し、分析することにより、市民の市政に対するニーズを抽出します。今まで記録として残りにくかった電話による問い合わせ等も蓄積できますので、今まで見過ごされていた市民の市政に対するニーズも抽出できるようになる可能性があります。

FAX番号は、愛称に合わせて、それぞれ「電話：044-200-3939（サンキューサンキュー）」と「FAX：044-200-3900」としました。

電子メールは、安全な通信を行うためにフォームメールを利用しています。このフォームメールは、総合コンタクトセンターを案内するホームページ（URL：<http://www.contact.city.kawasaki.jp/>）からリンクしています。

(3) 運用日時

電子メールは、安全な通信を行うためにフォームメールを利用しています。このフォームメールは、総合コンタクトセンターを案内するホームページ（URL：<http://www.contact.city.kawasaki.jp/>）からリンクしています。

表1 総合コンタクトセンター試行運用状況

名称と愛称	名称：川崎市総合コンタクトセンター 愛称：サンキューコールかわさき
問い合わせ先	電話：044-200-3939（サンキューサンキュー） FAX：044-200-3900 電子メール（フォームメール）： http://www.contact.city.kawasaki.jp/
運用日時	8時30分から17時、開庁日のみ
運用体制	O P：4名（英語バイリンガル1名含む） S V：1名
委託業者	NTT東日本 神奈川支店（一般競争入札）
設置場所	委託業者の関連施設内（川崎市内）

運用日時は、試行運用の間、市役所の開庁日時と同じにしています。試行運用期間はコンタクトセンターに十分な応対スキルが蓄積できていないので、所管課への取次ぎが多く発生することを想定し、コンタクトセンターからの案件の取次ぎ先を確保するために、開庁日時に合わせることとしました。

(4) 運用体制

コンタクトセンターの運用体制は、オペレータ四名、スーパーバイザ一名の体制で運営できるようにしています。

(5) 委託業者

コンタクトセンターの運用は、民間企業に委託しています。委託先は、平成一七年四月に一般競争入札により、NTT東日本神奈川支店に決定しました。

(6) 設置場所

コンタクトセンターは、緊急時の連絡や対応を迅速にするために、市内に設置しています。また、十分な運用スペースの確保、セキュリティ管理（入退室管理、要員管理等）、システム保守管理（障害発生時の対応等）、停電対応などを考慮し、委託業者との施設を使用しています。

総合コンタクトセンターの今後

総合コンタクトセンターは、平成一八年度から本格運用を開始します。今年度の試行運用の結果から総合コンタクトセンターの効率的な運用体制及び業務処理フロー、市民のニーズの抽出及び庁内への提供方法、FAQの内容及び量の充実方法などについ

て検討し、本格運用へ反映させていきます。今後は、試行運用の結果を考慮しながら、運用日時の拡大、対応する外国語の拡充、請手続きの代行業務などを総合コンタクト

アウトバウンド（電話発信）業務の実施、電話による簡単なアンケート調査、電子申請手続きの代行業務などを総合コンタクト

センターで実施することにより、市民満足度と業務効率のさらなる向上を図りたいと考えています。

本市の政策展開から②

協働による都市景観形成と市民自治の取り組みについて～「あさお落書き消し隊」の発足から

井川秀雄／まちづくり局計画部景観・まちづくり支援課

下田真人

はじめに

「デツキの汚れも何とかしたいね。」
思い思いの感想とともに、閉会式に臨む。

平成一七年八月二三日火曜日、三三三度近い猛暑の中、小田急線新百合ヶ丘駅周辺において、七三名の勇士たちが、その勇気と熱意を試すかのように書きなぐられた落書きに対して、果敢にも二回目の戦いを挑んだ。

勇士たちは、「あさお落書き消し隊（新百合ヶ丘駅周辺景観形成協議会及び麻生まちづくり市民の会の会員で構成）」と、その呼びかけに応じた計七三名。幼稚園児から七〇代までの市民に加え、企業や行政職員も参加し、警察の協力も得た。

「今日は我々の勝利ですね！目標にした範囲の落書きは全て消すことができたんじやないですか？」

「あさお落書き消し隊」の活動は、市民の発意が形になり行政や企業が後押しする、まさに協働の取組である。まだまだ課題は多く、反省点もある。しかし、一回一回確実にステップを積み重ねている実感がある。本稿では、「落書き消し」という目に見える成果を追い求めながら、見えない部分でもステップアップを重ねる協働の取組をご紹介したい。

「いやいや、あの橋の下のは手強かった。次回までの宿題ですよ。○○さん。」「落書きもそうだけど、ベデストリアン

新百合ヶ丘駅周辺景観形成協議会

「あさお落書き消し隊」の一翼を担う新百合ヶ丘駅周辺景観形成協議会（以下「景観形成協議会」という）は、新百合ヶ丘の地に脈々と流れる「美しいまち並みをつくる」という精神を引き継ぎ、川崎市都市景観条例（以下「条例」という）に位置付けられたまちづくり活動団体である。

そもそも、新百合ヶ丘駅周辺の景観に対する取組は、小田急線新駅設置工事に伴う特定土地区画整理事業（昭和五九年に完了）の時期に遡る。開発に参加した地権者たちは、スプロール化の防止・農住都市構想（注1）を掲げて事業を進めるとともに、基礎整備だけではなく緑豊かで調和のとれた美しいまちづくりを目指していた。その成果の一つが、川崎市による上物建設マスター・プラン（注2）の策定である。以来、新百合ヶ丘駅周辺では、これによる上物建設の



さらに、法的な担保を有していないなかつたこのマスター・プランの理念は、平成八年、新百合ヶ丘駅周辺が条例に基づく「都市景観形成地区」に指定されたことで、現在に継承される。

新百合ヶ丘駅周辺地区では、この地区指定を受け、関係住民が設立する景観形成協議会と市との協議を経て、まちの望ましい景観形成方針・基準を示し（条例第一二条）、これを踏まえ、地区内の建築行為・広告物の表示等に関する、川崎市が届出を行つた。

また、協議会の目的として「当該地区的都市景観の形成の推進に関する活動を行う」ことが挙げられており（条例第一一条）、景観形成協議会は、こうした活動のひとつとして、駅周辺の落書き消しに目を付けたのである。

麻生まちづくり市民の会

「あさお落書き消し隊」を構成するもう一つの団体、「麻生まちづくり市民の会（以下

「市民の会」という）」は、市民が行政とともに住みよいまちづくりを進めるため、平成一五年五月に設置された麻生区のまちづくり推進組織（注4）である。会員は「実践」「パートナーシップ推進」「バックアップ」の各部会のいずれかに所属し、具体的なまちづくり活動に取り組んでいる。「あさお落書き消し隊」は、この中の「パートナーシップ推進部会」の活動の一つである。

「パートナーシップ推進部会」は「多くの市民が行政との協議に自由に参加できる場を企画・運営し、合意形成に努め、行政とともにパートナーシップ型事業を企画し、その推進」を行う部会である。これまで、上麻生隠れ谷（かみあさおかくれや）公園再整備ワークショップ（注5）の運営や、（仮称）新しい市民利用施設市民検討委員会（注6）の市民側事務局としての取組など、主に行政発意型のパートナーシップ型事業への参画が活動の大きな部分を占めてきた。一方で、市民発意型のパートナーシップ型事業を立案しようと試みてきたグループは、区づくり白書や都市マスク民提案をひも解き、麻生区における課題の重点化に取り組みながらも、最終的な立案の決め手を欠き、苦心する日々を積み重ねてきた。

こうした中、平成一六年九月に開催された「第一回かわさき・まちづくり交流会inあさお（注7）」において、市民の会がピックアップした区内四箇所を他区からの参加者が見学した際、かつて都市景観大賞を受賞したこともある新百合ヶ丘駅周辺について、「落書きが多い」「ハトの糞がひどい」等の指摘があり、それならばということでお發案されたのが「新百合ヶ丘駅周辺の落書き消し」である。

第一回落書き消し

こうして、多少のズレこそあれ、二つの団体でほぼ同じ時期にスタートした新百合ヶ丘駅周辺落書き消しの取り組みは、両団体に共通の市民が所属していたことにより、程なく合流することになる。また、景観形成協議会の事務局であるまちづくり局街なみデザイン課（現景観・まちづくり支援課）は公共施設管理者である麻生区建設センタの一の協力を得ながら、実施へ向けた調整を行ふとともに、市民の会の事務局である麻生区役所地域振興課と連携を図り、二つの団体の情報共有を進めていく。

合流当初は、落書き対策の先進都市である下北沢を見学するなどして先行していた景観形成協議会の活動を主軸に、市民の会の会員がそこに協力する形で進められた。まず、第一回落書き消しの実施日を平成一六年一二月三日と定め、それに先立つ一月二十五日に、主に作業手順と役割分担の方法を探ることを目的として予行練習が行われた。技術的な協力をお願いした麻生区建設センターの職員も予行練習から、参加した。

一二月三日当日は、朝八時三〇分に景観形成協議会と市民の会のメンバー二〇名が麻生区役所玄関前に集合。四グループに分かれ、柑橘系の香りがする溶剤と、専門家に調合してもらつたベンキを用いて作業を開始した。初めての取り組みであることもあり、想像以上に大変な作業に戸惑いながらも、二時間後にはほとんどの落書きを消すことに成功した。

第一回目の取り組みには試行的な意味合いまでも込められていたため、あまり広く参加

者を募集せずに実施したが、作業するメンバーの横を通る人から「落書き消しを行っているのはどんな人たちなのか」というような質問を受けるなど、落書き消しに対する関心の高さと、作業していること自体が大きなPR効果を持っているということが感じられた。また、活動報告が掲載された地域情報紙「マイタウン²¹あさお」にも、「とてもよい取り組みだ」「次はいつ行うのか」「どうやつたら参加できるか」等々の好意的な声が多く寄せられ、次回開催する際には、より多くの市民が参加することができるよう、開催方法の工夫や積極的な広報を行う必要性が確認された。

あさお落書き消し隊の結成

景観形成協議会の活動は、原則として指定された景観形成地区の中に限られる。また、市民の会の活動も、会員数や活動時間に限りがある。その一方で、まちの中に描き捨てられた「落書き」は、区内だけでもいたるところに存在し、とても一筋縄では対処できない。そこで、落書き消しに取り組む市民メンバーは、落書き消しの手法を改善し、より多くの担い手を募つていくとともに、こうした経緯や技術を記録し、必要としているところに継承していくことが重要なのではないかと考えた。そこで、この活動を推進する母体について、景観形成協議会や市民の会という枠組みを越えた、新たな協働の体制として「あさお落書き消し隊」の発足が提案されたのである。

第二回落書き消しと今後の展望

平成一七年八月二三日の「第二回落書き消し」は、「あさお落書き消し隊」の初陣

として実施された。

第二回の取り組みでは、前回明らかになつた課題の改善に力を注ぎ、①当日行う準備作業を極力減らし、スムーズに作業に入ること、②現況把握とそれに基づく作業分担により、最大限の効果を得ること、③参加者への的確・迅速な指示と連絡ルートの確保を図ること、の三点を重点的な目標とした。

特に今回は、チラシや地域情報紙への記事掲載により積極的に参加者を募集したため、八月八日に事前説明会を開催するなど、当日いかにスムーズな作業ができるかといふ点に細心の注意を払つた。

こうした努力も功を奏し、蓋を開けてみれば、隊員それぞれの役割が適切に果たされ、また、参加した方々にも目一杯の力で落書き消しに取り組んでいたことがで、落書き消しに上回るペースで落書きを消していくことができた。この成功は、今後の活動へ向けて大きな自信につながるであろう。

さて、今回の参加者の熱意を見ていると、新百合ヶ丘から完全に落書きがなくならぬ（もしくは「あさお落書き消し隊」が必要とする）限り、今後も息の長い活動を続けていくことになりそうである。また、第一回から第三回にかけて、隊員自身に蓄積されたノウハウも大きくレベルアップした。来年度以降は更なる発展が期待できるのではないかろうか。

すでに、今後はより迅速に落書きに対抗するため、イベントのペースを年二回にすることも検討されている。また、いたちごとに歯止めをかけるべく、新百合ヶ丘に落書きをさせない取り組みの検討を、といふ意見も挙がつてゐる。

●景観形成・まちづくり活動の支援として

いずれにせよ、今回培われた経験と参加者の強い結束力は次回へ向けての大きな励みと、我がまち新百合ヶ丘のまち並みを振り返る素晴らしい機会となつたに違いない。

《それぞれの所管部署の立場から》

これまで、市の行う事業の多くは、抜本的に都市構造を変える「再開発事業」や骨格的な「都市基盤整備」等を中心として、まちの骨格を形づくりてきた。これらの事業は、市民が快適な都市生活を営む上で欠かすことはできないし、今後も整備が必要な地区はまだ多く残されている。

しかし、当然ながら骨格だけではまちづくりは完成しない。骨格づくりは、いわば狭義のまちづくりであり、そこには肉付けされるべき広義のまちづくり、身近な実践活動や「コミュニティ形成」も及ぶ「地域まちづくり」は多岐にわたります。

景観づくりも同様で、再開発や区画整理により生み出される美しいまち並みは、それだけでは賞味期限がすぐに切れてしまう。また、景観形成地区の方針・基準運用による景観コントロールにも限界があり、例えば今回の落書きのようなケースに対しての実効性は全くないのが現状である。

こうした中、今後は、骨格的なまちづくりと身近な地域まちづくりのバランスを考え、双方に力を入れていくことが市に求められており、景観・まち

づくり支援課は、景観形成とともに、地域住民の発意と合意に基づく「地域まちづくり」に焦点を当てている。

「地域のことは地域で」、「できるところから実践活動」をキーワードに、地域ごとの身近なまちづくり計画の策定や、実践活動の方向性の検討といった、初動期のまちづくりが軌道に乗るまでの期間を目途に、側面的な支援を行っていく。

「あさお落書き消し隊」は、まさにそうした活動のひとつであり、行政関係各課を巻き込みつつも、主体はあくまで企画から準備、実行、評価までを市民の手で行い、確実にステップアップしていく彼らの取り組みは、「落書き消し」という身近で地道な題材を通して、そこに内包されたまちへの思いを、多方面へ発信させるインパクトを持っているのではないか。ならばこの先、こうした発意が飛び火して、様々な地域で、継続したまちづくり活動が芽生えていくことを見守り、支援していく

題とともに、新たな成果を生み出す可能性が秘められている。

落書き消しについても、行政主導で進めようすれば、どこの部局が担当になるのか、関連部局との調整はどうするのかなど、実践にたどり着くまで多くの時間を要する場合もある。市

民主導で進める場合に、こうした調整が全く必要ないというわけではないが、市民の発意と熱意が、課題の抽出や重点化の大きな推進力となり、新たな協働の場を生み出することで、より多くの関係者を巻き込みながら、「落書きを消す」以上の効果を創出していくことがある。

「落書きが多い地域では軽犯罪が多発し、凶悪犯罪が起りやすくなる」小さな犯罪を放置すると、やがてそれが大きな犯罪につながるという犯罪心理学のブローケン・ウインドウ理論。「あさお落書き消し隊」のメンバーは、この理論を引用しながら、落書きをした犯人を捜すのではなく、市民の手で落書きを消すことにより、結果的に「きれいな明るいまちづくりを生み出していくことを目指した。まさに、「自警」ではなく、「自治」にその解決方法を求めたところに、麻生区の自治の熟度をはかる一つの具体例、成果をみることができる。

● 麻生区における市民自治の指標として

これまでも麻生区では、計画の策定に関する事前調査から、課題解決のための実践活動まで、さまざまな取り組みが、市民と市民の協働事業、市民と行政の協働事業等として実施されてきた。こうした協働の取り組みには、行政の自己完結型事業には見られない課

何か大きな起爆剤が必要とされるわけではない。こうした地道はあるが着実な取り組みの積み重ねが、ゆっくりのではあるが確実に自治を醸成させてゆくのではないだろうか。

おわりに

美意識、愛着、正義感…。人々が落書きを消すにはそれぞれの思いが込められている。

「あさお落書き消し隊」は、単に落書きを消すということだけではなく、そうした思いを受け止め、「自治」の名のもとに丁寧に紡いでいる。

作業が終わり、閉会のために全員で集合すると、疲れきってもはや立つこともままならない人々が、地べたに座つて冒頭のような会話を交わしている。それは、企業も市民も行政も、老いも若きも一切関係のない共通の思いであった。

落書きと戦い、真夏の日差しと戦い、目に入ると痛い溶剤とも戦つた今回の取り組みは、最後にもう一つ、ある種スポーツのような達成感と爽快感を残した。最後の閉会式での光景は、甲子園を舞台に繰り広げられる、高校野球のような清々しさすら漂わせていた。

—これならば、新百合ヶ丘は落書きには決して屈しないし、再びあの素晴らしいまち並みを回復する日は近いはず—落書き消しが終わり、参加者全員で（もちろんジユースで）喉を潤しながらクールダウンしている際、すでに次回の話をしながら漏れる笑みと、薬品で指紋の無くなつたみんなの手を見てふとそう感じた。

注1

一九六八年（昭和四三年）、一楽照雄氏による「近郊農村の村づくり協同組合による農住都市の建設」構想が発表される。これを受け、新百合ヶ丘駅周辺地区も農住都市としての方向性を進んでいくこととなる。

注2

川崎市で二番目の地区として平成一〇年に指定。「建築物のデザイン」「緑のデザイン」「通りのデザイン」「広告物のデザイン」「あかりのデザイン」についての基準を定めている。現在、川崎市で景観形成地区に定められているのは、他に、たばこ通り（川崎区）、大宮町地区（幸区）、武蔵小杉周辺地区（中原区）、現在地区指定のみ、大山街道地（高津区）、現在地区指定のみ）がある。今後、新百合ヶ丘に隣接する新百合ヶ丘地区についても指定が視野に入れられている。

注3

川崎市で二番目の地区として平成一〇年に指定。「建築物のデザイン」「緑のデザイン」「通りのデザイン」「広告物のデザイン」「あかりのデザイン」についての基準を定めている。現在、川崎市で景観形成地区に定められているのは、他に、たばこ通り（川崎区）、大宮町地区（幸区）、武蔵小杉周辺地区（中原区）、現在地区指定のみ、大山街道地（高津区）、現在地区指定のみ）がある。今後、新百合ヶ丘に隣接する新百合ヶ丘地区についても指定が視野に入れられている。

注4

上麻生隠れ谷公園再整備ワーキングショップ、「上麻生隠れ谷公園のまちづくり推進組織」：「麻生区まちづくり活動の推進母体として立ち上げられた組織。平成二年二月から平成一五年三月までの間「麻生まちづくり会議」が、平成一五年五月からは「市民の会」が設置されている。

注5

上麻生隠れ谷公園再整備ワーキングショップ、「上麻生隠れ谷公園のまちづくり推進組織」：「麻生区まちづくり活動の推進母体として立ち上げられた組織。平成二年二月から平成一五年三月までの間「麻生まちづくり会議」が、平成一五年五月からは「市民の会」が設置されている。

注6

（仮称）新しい市民利用施設民検討委員会：「（仮称）新しい市民利用施設民検討委員会」、「（仮称）新しく銀行グランド跡地における開発に伴い、この一角に整備されることになった施設」現在、「（仮称）新しい市民利用施設民検討委員会」が、「ワークショップ」での検討、フォーラムでの意見交換など、様々な手法を用いたながら施設のあり方、運営方法等について検討している。

注7

かわさき・まちづくり交流会（平成一六年二月に開催された「第二回市民自治創造・かわさきフオーラム」を契機として発足した、七区のまちづくり推進組織の交流会。第一回が麻生区で開催された後、第二回は中原区、第三回は川崎区で開催された。また、交流会のほか毎月一回程度打合せ会議が開催されている。

派遣研修の効果と活用

総務局人事部人事課人事制度改革担当主査

山本昇一

はじめに

「研修」という言葉を聞いて、多くの人は、職員研修所が実施する「階層別研修」や「政策形成研修」を思い浮かべるのではないだろうか。これらの「集合研修」が本市における職員研修の柱の一つであることは間違いないが、これに加えて、他の団体・機関に職員を派遣する「派遣研修」、日常業務を通して行う「職場研修」、職員が自発的に行う「自己啓発」というように分類することができる。

「派遣研修」にも、他の研修機関等に数日間派遣する「短期派遣研修」と、他の団体や大学院等に「一年ないし二年派遣する長期派遣研修」があり、ここでは「長期派遣研修」の効果や活用について簡潔に述べることしたい。

長期派遣研修の実施状況

一年以上の長期派遣研修は、他の組織・団体における実務を通じての研修と、教育機関における研究活動を行う研修に分類される。(平成一七年度の派遣状況は、表の

とおり)

派遣研修の目的と効果

派遣研修は、人材育成と能力向上を図ることが基本的目的であるが、それに加えて、市の業務を円滑に推進する上での効果が期待される場合も多い。特に省庁への派遣にあつては、人的ネットワークの形成や情報収集といった、組織上の効果が期待される一方で、大学院や民間企業への派遣にあつては、派遣される職員の能力向上という側面が強い。いずれにしても、派遣研修には職員本人と組織上という二面的な効果があり、その比重が派遣先によつて異なるということになろう。

派遣終了後の活用

派遣研修の終了後は、その知識や経験を組織として活用できるよう、可能な限り派遣先の業務と関係のある部署への配置を考えている。派遣先の業務内容や研究テーマにもよるが、直接的に関係する部署への配置が難しいケースもあるというのが現実である。

派遣職員の選考

派遣研修には、「行きたい人」と「行かせたい人」がいるが、派遣中はかなり厳しい環境に置かれることになるので、より意欲と能力の高い職員を派遣することが求め

られる。したがつて、特定の部局での実務経験を特に必要としないものについては、全庁的な公募により派遣職員の選考を行うこととしている。派遣研修に関する情報を広く提供することにより、より多くの「行きたい人」が手を挙げ、その中から「行かせたい人」を選考するというのが理想であろう。

そして、派遣先で得た知識と経験を派遣された職員本人が、業務を通じて長く活かしていくこうとする意識が最も大切であり、

種 別	派 遣 先
省 府	内閣府、総務省(3)、文部科学省、経済産業省、環境省
他自治体	神奈川県(2)、東京都
関係団体	都市再生機構、消防研究所、水道技術研究センター、全国市議会議長会
民間企業	野村総合研究所、三菱総合研究所
大 学 院	政策研究大学院大学(2)

※派遣先の()内は派遣している人数で、()がないものは1人派遣

研修の窓②

自治体派遣研修

本市では毎年、東京都へ職員を派遣している。自分の組織から離れた視点を持つことは効率的・効果的な行政運営を行う上で貴重な経験である。この研修を修了した職員が他の組織から見た川崎市役所について紹介する。

東京都への研修を終えて

健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課

久保眞人



～派遣研修報告会（8月29日開催）での一コマ～

報告会では、派遣研修中の職員18人中14人から中間報告があり、各所属長や派遣に関心のある職員が聴講した。

東京都派遣に応募したきっかけ

私は、昨年度、東京都の福祉局総務部福祉改革推進課（平成二十七年八月より、東京都の組織改変により福祉保健局総務部改革推進課）に一年間派遣させていただいた。

当初は、東京都への派遣研修というものがあることも知らず、たまたまお世話になつていていた方から、行つてきいたらどうかといふお話をいただき、せつからくいたいたお話をだつたので、多少の不安もあつたが応募することとした。幸い派遣させていただけたこととなり、そのとき高齢者福祉に関する職場にいたため、これを機会に他都市の福祉施策に触れ、できれば川崎市に戻つた際に、そのノウハウを活かせる仕事をさせていただければと考え、東京都庁に通い始めた。

配属された職場は、社会福祉基礎構造改革の一環として「措置から契約へ」という理念をもとに、東京都が独自に策定した「福祉改革推進プラン」を推進するためのモデル的な事業を行う部署であつた。具体的には、①「福祉サービスの第三者評価制度」や、②成年後見制度の円滑な利用に向けた仕組みづくり、③都内の区市町村の先駆的な取組みに対する助成事業、④社会福祉法人の経営改革に向けた支援、⑤障害者・高齢者のグループホームの大増設に向けた取組み等を実施していた。

その中で、私は、主に、「福祉サービス第三者評価制度」の仕組みづくりに関する企画、関係機関との調整業務を担当した。また、成年後見制度の円滑な利用に向けた仕組みづくりにも関わらせていただいた。

組織の文化の違い

そのことによつて初めて、費用に見合うだけの効果が組織として得られるものと考えている。現行の厳しい職員定数枠や予算状況を踏まえつつ、今後もより効果的な派遣研修を実施していきたい。

配属された職場の仕事とは

職場に配属されて仕事を行つた際に感じ

一年間を振り返つて

たことは、当然のことであるが、川崎市とは、基本的な業務の流れが随分と違うということであった。例えば、川崎市ではあまり行われていないが、年度当初に、経理担当者に対し、事業課から事業説明を行つているといったことであつた。それ以外にも、組織の文化にいろいろと差異を感じ、戸惑いもあつた。幸い職場では、特に派遣職員という区別もなく接して下さつたのでなしややすかつた。数ヶ月がたつと次第に、仕事や職場にも慣れ、仕事をしていく中で、東京都は、自治体の中でいろいろな点で進んでいる感心させられる一方、どこも同じような課題を抱え、改善に向けた取組みを実施している点では、それほどかわりはなく、次第に普段どおりに仕事をしていくことを思ひ、仕事に取り組んでいくことができた。

派遣で東京都に行かせていただいた感想であるが、確かに、違う組織ということでは様々な点で違いもあつたが、市民の暮らしを支えていくという同じ目的に向かって事業を展開している組織である以上、どこも同じような課題や、改善に向けた取り組み

を行っているのだと感じた。また、他の職員の方にも、東京都に限らず、是非、外から川崎市ももう一度見直す機会を積極的に持つことをお勧めしたいと思う。

最後に、反省点として、当初、このような交流は、期間も短く、経験できる人数も

研修の窓③

大学院派遣研修の目的は、公共部門の政策・計画問題を科学的に処理できる高度の専門家の養成である。
平成15年度～16年度の2年間、東京大学法学政治学研究科に派遣した職員が、学んだ成果をまとめたものをここに紹介する。

多少難解ではあるが、研修生の熱意を伝え、読者の業務等になんらかの示唆を与えることができれば幸いである。

大学院派遣研修を終えて

限られている。そのため、東京都と川崎市で交流を図り、相互に情報交換を行っています。第二の事例などどうでしょうか。上記の事例は、住民訴訟係属中を想定した事例です。これと同様に、認容判決確定後的地方公共団体の行為についても、住民訴訟の趣旨と抵触する場合がありうると思われます。（以下、「訴訟係属中の債権放棄と認容判決確定後の債権放棄の両方を指す場合、「四号訴訟に対する債権放棄」といいます）。

法的検討

これらの問題を、実際に議論された事件^{注4}で示された判決を参考に、以下の枠組みで検討します。

第一に、四号訴訟に対する債権放棄が法政策上適切であるかという検討を行い、その結果得られた答えについて、現行法の解釈から導くことができるかを検討します。

第二に、現行法の解釈から導くことができない場合には、立法による対応について検討を加えます。また、債権放棄が適切である場合の適法性要件についても、併せて検討を行います。

この問題は、訴訟係属中と認容判決確定

後では原告の地位に違があるため、訴訟係属中の債権放棄と認容判決確定後の債権放棄とを区別して論じる必要があります。

そのため、最初に、訴訟係属中の債権放棄について検討を行い、次に、認容判決確定後の債権放棄について検討を行うこととします。

住民訴訟と地方議会の権限 四号訴訟に対する債権放棄を中心に（要約）^{注1}

環境局生活環境部廃棄物指導課

蟻川千代

問題の所在

住民訴訟制度の地方自治における制度的意義は、①住民の直接参政の手段、②地方財

住民訴訟制度の趣旨を阻害するとも思われる地方公共団体の行為が行われる場合があります。例えば、以下のような事例が考えられます。

① A市の住民が、B前市長の行つた補助金文出行為を違法として、A市市長のBに対する損害賠償請求の行使の義務付けを求める訴訟を提起した（自治法二四二条の二第一項四号）。C村村委会は、D建設に同請求を行うとD建設の破綻を招きかねず、D建設の破綻はC村の社会経済状況（雇用など）へ甚大な影響を与えるとして、D建設に対する権利放棄の議決を行つた（自治法九六条一項一〇号）。

これらは、一見、住民訴訟制度の趣旨を損なうものといえそうです。しかしながら、

このような判断がより当該地方公共団体に

を是正する手段として大きな役割を果たしています。

しかし、住民訴訟の提起は、地方公共団体の事務執行を制限しません。そのため、

② C村の住民が、D建設がC村に対して（注3）。

- 訴訟係属中の債権放棄の適切性
- 訴訟係属中の債権放棄の法政策上の適切性

四号訴訟係属中に、原告がその行使を求めている債権を、議会が放棄することは法政策上適切でしようか。四号訴訟係属中に債権放棄がなされると、裁判所は債権の存否について判断を行い、債権の消滅を認定すると訴訟は終結してしまいます。このように、訴訟係属中の債権放棄は、財務会計上の行為の違法性について裁判所の判断を得られず、住民訴訟制度が機能しないという結果を招きます。

一方、訴訟係属中の債権放棄について、地方公共団体が当初予定していた事務との関係で整理すると、訴訟係属中に債権放棄を行う理由は、地方公共団体が当初予定していた事務の停滞を阻止するためではなく、訴訟係属の債権放棄は禁止すべきであるといえます。

(2) 現行法の解釈としての検討

それでは、現行法の解釈として、訴訟係属中の債権放棄を違法とする解釈が導けるでしょうか。この点、裁判例は三つの立場に分かれています。

A説・訴訟係属中の債権放棄は一律に違

法とする立場（鋸南町事件地裁判決（注5）、B説・訴訟係属中の債権放棄は、一定の要件の下において適法とする立場（安塚町事件高裁判決（注6）、C説・訴訟係属中の債権放棄は一律に適法とする立場（鋸南町事件高裁判決（注7）、安塚町事件地裁判決（注8））。

C説は、訴訟係属中の債権放棄を違法とする明文の規定がないため、自治法九六条

に基づく議決は一律に適法と主張します。しかし、従来の判例は、議決の形式的な成り立要件のみを審査しているわけではありません。住民の代表機関である議会といえども、地方公共団体の目的と異なる判断を行う可能性があることに鑑みれば、一定の場合に債権放棄が違法と評価される場合もあると思われます。そのため、C説を採用することはできないと思われます。

それでは、A説はどうでしょうか。A説は、①非訟事件手続き法七六条類推適用、②権利放棄の効果、③住民訴訟の制度趣旨の三つを理由に、訴訟係属中の債権放棄を違法無効と主張します。しかし、根拠①は、

1) 原告である住民は地方公共団体に対し債権を有していない、2) 旧四号訴訟は便宜上、代位訴訟の形式を採用したに過ぎない、3) 平成一四年法改正により四号訴訟の形態は代位訴訟の形式でなくなつたため、根拠②は、議会が債権放棄しても、違法な公金支出が適法になるものではないと主張します。これは一理ある見解ですが、現在の訴訟の構造上、債権の存否に先立ち、財務会計上の違法性を判断することは考えにくいため、採用することができないでしょう。根拠③についても、訴訟を提起したからといって直ちに住民の判断に正当性があるわけではなく、自治法九六条によって正当性が与えられている議会の判断と同等に扱うことはできないと考えます。

B説は、自治法九六条の趣旨から、一定の要件の下において債権放棄が適法となると主張します。地方公共団体は、住民の福祉の増進を図る目的を持つ団体（自治法一条の第二第一項）です。住民の代表機関であ

る議会といえども、地方公共団体の目的と異なる判断を行う可能性があることに鑑みれば、一定の場合に債権放棄が違法と評価される場合もあると思われます。よって、そのような立法が望まれます。

以上から、現行法の解釈としては、B説が妥当であると思われます。しかし、先に検討したとおり、法政策上の適切性からは、訴訟係属中の債権放棄は一律に違法とすべきです。よって、そのような立法が望まれます。

(3) 立法による対応の検討

それでは、どのような規定を作るべきでしょうか。

この点、①自治法九六条の趣旨から債権放棄を禁止する立場と②住民訴訟制度の立場からの検討を行つたところ、更なる検討が必要であることが確認できました。そのため、本稿では訴訟係属中の債権放棄について立法によつて禁止する必要があることを提示するにとどめ、どのような理論に基づいて禁止するかについては、今後の課題としておきます。

2. 認容判決確定後の債権放棄の適切性

(1) 認容判決確定後の債権放棄の法政策上の適切性

認容判決の確定により、債権の請求を行ふことを義務付けられた地方公共団体が、その後に当該債権の放棄をすることは法政策上適切でしようか。認容判決確定により、地方公共団体が行つた財務会計上の行為が

違法であることが確定します。自治法が、違法な事務執行によって発生した損害を事後的に回復させるために四号訴訟を用意したことにより、認容判決確定後の債権放棄は原則できないとするのが適切だと思われます。

とはいって、その後の状況変化により、債権を行使することが当該地方公共団体にとって好ましくない結果となる場合もあります。本稿冒頭に上げた事例②の状況が、認容判決確定後しばらく経つてから起きた訴訟係属中の債権放棄は一律に違法とすべきです。よつて、そのような立法が望まれます。

① 適法性要件 — 検討に際しての留意事項

それでは、どのような要件の下でできる

とするのがよいでしょうか。この検討に際して、国の債権管理に関する規定をみてみると、①地方公共団体の財務規定は、法律による統制のほか議会による広範な統制がある、②国の規定とほぼ同様の規定は自治令一七一条以下にあり、議会の議決を要しない、という地方公共団体の財務規定の特徴がわかります。国の規定は、行政官庁の専意による債権の減免等を禁止する趣旨で設けられていますが、この点については、地方公共団体においても既に手当てされているのです。問題は、国との対比で特徴的といえる、議決による債権放棄にどのような限界があるのかということです。これは、自治体財政議会主義の限界をどのように捉えるのかという問題につながっています。

②具体的検討

債権放棄は、これにより利益を受ける相手方が存在するため、消極的な補助金支出と見ることができます。よって、地方公共団体の補助金等支出に関する規定（自治法二三三条の二）にある「公益上必要のある場合」という要件は、債権放棄に対しても考慮されなければならないと思われます。とはいっても、債権放棄の効果の点から、更に要件を絞るべきであると考えます。

（A）法治主義の要請

地方公共団体は法令に違反して事務を執行してはなりません（自治法二条一六項）。これは、行政の一般原則である法治主義からの当然の要請です。自治法は、地方公共団体が法令に違反して事務執行してしまった場合に、当該執行によって発生した損害を事後的に回復させるため、四号訴訟を用意しました。これに対し、地方公共団体が、違法な事務執行によって発生した損害を回復させるための債権を、公益上の必要性を理由に放棄することは、どのような意味を持つでしょうか。このことは、債権放棄に公益性上の必要性が認められれば、違法な事務の執行を認めることにつながります。つまり、公益上の必要性を理由とした違法支出と同様の効果をもつことを意味します。このような債権放棄は、債権放棄を決定する主体が住民の代表機関である議会によるものであっても、法治主義の要請から認められないででしょう。

それゆえ、認容判決確定後の債権放棄の適法性要件は、公益上の必要性だけでは足りず、法治主義の観点からの適法性要件の画定が必要であると考えます。

（B）自治体財政議会主義の限界

地方公共団体が行う権利放棄は公益に反する可能性の高い行為であること。加えて、認容判決によって確定した債権を地方公共団体自らの意思で放棄することは、違法な事務執行を認め途を開き、法治主義に反する結果になること。これらを考慮すれば、認容判決確定後の債権放棄は、原則行えないとするのが適切だと思われます。

しかし、一方で、自治法が議決による権利放棄の途を認めていることに鑑みると、権利の放棄をしなければ法律関係が複雑になってしまう場合や、権利の実現の可能性がなく相当程度減額する必要がある場合など、権利放棄をする必要やむを得ない財務上の合理的な理由がある場合には、例外的に債権放棄できるとするのが妥当であると考えます。

（2）現行法の解釈としての検討

それでは、現行法の解釈として、認容判決確定後の債権放棄を違法とする解釈が導かれるでしようか。この点、訴訟係属中の債権放棄と同様、三つの立場が考えられます（A説…認容判決確定後の債権放棄は一律に違法、B説…認容判決確定後の債権放棄は一定の要件の下において適法、C説…認容判決確定後の債権放棄は一律に適法）。とはいえ、C説は、先の検討でみたように、従来の判決の立場と異なり採用することができません。ここでは、A説とB説について検討します。

A説が主張する理由としては、①認容判決の判決効、②財務統制主体間の判断調整が考えられます。しかし、根拠①は、認容判決は執行機関等に対し債権の請求を義務付けるに過ぎず、個別の案件ごとに住民の意思を反映させることのできる議会の権限

について何も述べていない、根拠②は、地方公共団体の財務統制主体の判断が対立しているものの、認容判決確定によつて地方公共団体の処分権が制限される旨の規定はない、ため採用することはできないでしよう。

現行法において、住民と議会という二つの財務統制主体の判断を調整する規定はないものの、住民の判断に正当性が認められたことに鑑みれば、議決による債権放棄は一定の要件の下でしか適法とならないとす る立場（B説）が妥当であると思われます。

以上の検討から、認容判決確定後の債権放棄は一定の要件の下でできるとすることが法政策上適切だという立場は、現行法の解釈からも導けることができるところが確認できました。

結語

四号訴訟に対する債権放棄は、住民訴訟制度の趣旨との関係でさらに検討がなされるべき重要な問題を含んでいます。これらの検討に当たっては、①認容判決で得られた判決内容に住民全体の意思がどの程度拘束されるのか、②議会による債権放棄の実体的な限界はどこか、という問題をどのように考えるかが重要だと思われます。

また、本稿では残された課題も多くあります。例えば、四号訴訟で確定した金額が、

きるため、四号訴訟で確定した金額が長の専決処分で債権放棄できる金額の範囲内である場合、長は専決処分で債権放棄をすることができるかという問題です。

今後も、このような問題について検討を深めていくことにより、住民訴訟制度と地方議会の権限との関係をより明確なものとし、もつて住民自治の発展に寄与することを課題として本稿を結びたいと思います。

注1 本稿は、執筆者が川崎市大学院派遣修修生として派遣されていた東京大学大学院法学政治学研究科に提出したりサーキベイバーについて紹介するものです。紙面の関係上、約六分の一に圧縮してあります。サーキ部分について相当内容の薄いものになっています。内容についてご関心のある方は、執筆者までご連絡いただければ幸いです。

注2 食糧費が公務員間の接待などに使われていたことが発覚した事件。仙台市民オーブズマン「官壁を衝く」（毎日新聞社、一九九九年）など。

注3 本稿は、執筆者が川崎市大学院派遣修修生として派遣されていた東京大学大学院法学政治学研究科に提出したりサーキベイバーについて紹介するものです。地方公共団体において、議決事件以外の意思決定が執行機関の各権限内においてなされることは鑑みると、権利放棄が議決事件とされたのは、その判断を民主的な住民代表機関に委ねる趣旨であるといえます。

注4 千葉県鋸南町納稅貯蓄組合補助金交付事件、新潟県安塚町第三セクター職員派遣給与等支出事件。

注5 千葉地判平成二年八月三一二〇号三三五頁。

注6 東京高判平成六年四月八日判例集未登載。

注7 東京高判平成二年一二月二六日判時一七五三号三五頁。

注8 新潟地判平成五年七月一七日判例集未登載。

分権型社会における 都市型コミュニティ施策の構築に向けて ソーシャル・ガバナンス時代の都市政策を考える

川崎区役所保健福祉センター保護課

川口 健太

研究内容について

本稿では、我々平成一六年度政策課題特別研究チームが「分権型社会における都市型コミュニティ施策の構築に向けてソーシャル・ガバナンス時代の都市政策を考える」をテーマに行つた研究について、研究内容の紹介と、研究を通じて我々が思ったこと、感じたことを中心に書き進めていきたい。

先述した研究テーマに関する分野は広範囲に及ぶ。そこで我々は、地域がその潜在力を十分に発揮するための近隣自治や都市内分権のあり方に絞つて研究を行つた。その手法としては、まずは文献資料調査によって法令や制度面での整理を行い、次いで現地でのヒアリング調査によつて主に制度の運用面での問題等を明らかにし、今後の本市での施策の展開に資することを目指した。

近隣自治について

本研究のテーマにもなつているソーシャル・ガバナンス（注1）については、社会に

おける様々なアクターがそれぞれに公共サービスを担い社会全体による自己統治を行うという考え方と理解できる。ソーシャル・ガバナンスが論じられる際には、政治・行政や経済の領域に比べて相対的に弱い市民社会の領域を重視し、その力の底上げを図ることが一般に強調される。

弱体化した市民社会の活性化は、先進諸国における共通の課題であり、ソーシャル・ガバナンスの実現のため、近隣自治の重要性が大きく採り上げられている。基礎自治体の内部をさらに小さく区分して会議体を置き、そこにおける地域の課題を議論させ、場合によっては行政を拘束する意思決定を行わせることにより、地域内の自治意識・能力を向上させようというのである。このような近隣における課題を議論する会議体を、本稿では近隣自治機構と呼ぶ。

わが国においても平成一六年一月に施行された改正地方自治法の中で、住民自治等を推進する観点から、市町村長の権限に属する事務を分掌させ、地域の住民の意見を反映させつつ処理する区域である「地域自治区」と、地域自治区の事務所が所掌す

る事務や市町村が処理する当該自治区に関する事務について審議し、意見を述べることとなつた。

現在本市においても、区における課題の解決に向けて調査審議する機関として、幅広い区民層から成る「区民会議」の設置を目指している。区民会議については、会議体の構成や性格等についての検討が現在進められているところである。

我々はこの区民会議をより良い制度として設置し、円滑に運営していく方法を探ることを研究の中心に据え、海外の先行事例、具体的にはフランスとドイツの制度についての調査を行つた。

フランスの近隣自治制度

フランスでは近年、「参加型民主主義」の促進に向けた施策が展開されている。参加型民主主義とは、住民が自らに関する事柄についての議論や意思決定に参加する権利

を強化し、ひいては決定における民主的な正統性を確保するという考え方である。

二〇〇二年二月に制定された「近隣の民

主主義法」の中では、一定の規模以上のコミュニティ（市町村に該当）において、「近隣住区評議会」という近隣自治機構の設置が義務付けられた。近隣住区評議会は諸問機関であり、近隣住区に関するあらゆる問題について、諸問に対する答申、または自発的な提案として、区議会や区長に意見を述べる。区議会や区長はこの勧告を尊重して政治運営及び行政運営を行う。

近隣の民主主義法はこれらの大枠を規定するだけであり、詳細については各コミュニティの制定する憲章の中で示されることとされている。

パリ二〇区における調査について

フランスの諸自治体の中で、パリ、リヨン、マルセイユの三都市については他の基礎自治体とは異なる大都市制度が適用されている。パリは二〇〇万人強の人口を有する市域が二〇の区に分けられ、それぞれに区議会・区役所が置かれており、近隣住区評議会はこの区をさらにいくつかに分割して設定された近隣住区ごとに設置されている。今回調査対象に選んだパリ二〇区の場合、人口一八万人の区域が七つの近隣住区に分けられている。

パリ二〇区における近隣住区評議会について文献調査、及び区役所職員・近隣住区評議会の議長・評議員に対するヒアリング調査を行つた結果、我々が特に注目すべきと考えた特徴について紹介する。

① 構成員の選出方法

まず特徴的なのが、パリ市に限らず、無作為抽出によつて住民代表を選出すると規定するコミュニティが多いことである。

調査対象としたパリ二〇区の近隣住区評



パリ20区役所



パリ20区役所職員、近隣住区評議会評議員と

の評議会への参加形態は、このように参加型民主主義と代表制民主主義を峻別する考え方を表象しているのかもしれない。

③ 近隣住区評議会の成果

ヒアリングの中で、近隣住区評議会が重要な役割を果たした事例として特に印象に残ったものを紹介する。

二〇〇四年一一月に開通したパリ二〇区内と一二区をつなぐコミュニティバスの事例であるが、このバスの路線に設置されたアソシエーション（日本のNPOに類する市民組織）の関係者が多い。最後の三分の一は地区の有権者リストの中から無作為抽出で選出される。

この無作為抽出について区役所の地域民

主担当職員に尋ねたところ、この手法は古代ギリシアのアテネで行われていた民主主義の手法を取り入れたものとのことである。通知を送付しても断る住民はいるが、特に強制はない。これまで政治に対して興味を持つていなかつたが、評議員に選出されることによって地域の問題に積極的に関わるようになつた人も多く、市民の責任感を育む効果もある良い方法であるとの評価であつた。

議会の場合、三九名の構成員を三つのグループから選出している。三分の一は区議会議席の比率に合わせ、各党が党員を推薦。次の三分の一は有識者のグループであり、アソシエーション（日本のNPOに類する市民組織）の関係者が多い。最後の三分の一は地区の有権者リストの中から無作為抽出で選出される。

また、無作為抽出に際して、一三名中三分名についてはEU外外国人住民名簿から選出することとされており、少数意見を反映させる手法として注目される。

② 評議会の開催と区議会議員の役割

評議会はそれぞれの地区の学校で、夜開催される。評議員でなくとも住民であれば自由に参加できる。本会議は年に三回開催され、間に評議員から成るテーマ別の委員会が開かれる。

評議会は、市民主生生活に直接関わりを持つ問題について、実質的で具体的な成果を挙げられることが住民の会議出席率の向上に大きく影響するという事例の一つではないか。

近隣住区評議会と社会資本

最後に、フランスに関する調査を通して我々が注目した点を紹介したい。

パリ二〇区内には七つの近隣住区評議会が設置されているが、パリ二〇区の発行した報告書を見ると、活発な内容の活動報告をしている地区と、逆に活動停滞を報告している地区が存在することが分かる。我々

ているためだと考えた。

市民が様々な分野において活発に活動し、水平的ネットワークが発達した地域では、民主主義のパフォーマンスが高い。そのような社会は、互酬性の規範（相互期待を伴う交換の持続的関係）、相互信頼、社会的協力、市民的参加、よく発達した市民的義務感が密接に絡み合い社会の効率性を高める。こうした力を口パート・D・パットナム（注2）は社会資本と呼んでいる。

本市において、区民会議が高いパフォーマンスを維持するだけの社会資本が蓄積されているかどうかは不明であるが、公式な制度の変化はアイデンティティの変化、価値観の変化をもたらし、ひいては社会資本の蓄積につながる可能性を秘めている。区民会議は、こうした社会資本を高めるツールでなくてはならないと我々は考える。

ドイツの近隣自治制度

ドイツの近隣自治機構は「都市内下位区分」と呼ばれ、その歴史は戦後占領軍時代にまでさかのぼる。基礎自治体である市町村は、域内をさらに区分して、そこに住民から成る会議体を置き、緩やかに統治している。

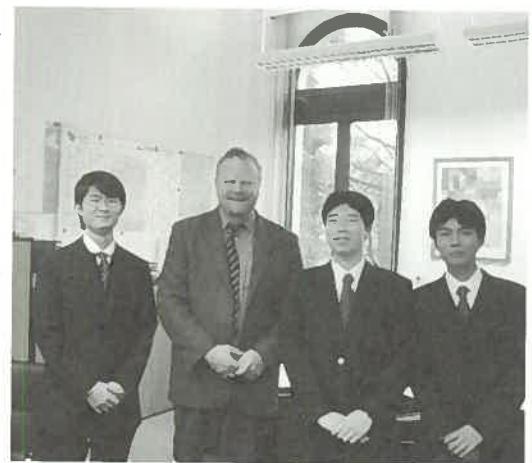
ドイツの制度の場合特徴的なのは、近隣自治機構の構成員を選挙で選出していることである。このためドイツの近隣自治機構は実質的に代表制議会に近い組織であると言える。また、一定の項目についての表決は行政を拘束する。

ハンブルク市における調査について

ドイツは連邦制を探っているため、一六



ハンブルク市アルトナ区役所



アルトナ区役所職員と

とも許される。ここでの発言についてはその場では会議の議題になることはないが、発言が区集会議員の共通認識になれば、その後議題として取り上げられる可能性はあり、地域課題の掘り起こしに一役買っている。代表制議会に近い性格を持つた区集会の、参加型民主主義的な要素と言えるだろう。

③ 区集会と代表制議会との関係

区集会が、市議会や州議会、連邦議会へと上昇していくルートとして議員の中で認識されていることである。実際今回

ある州ごとに自治制度が異なる。今回はベルリン市、ブレーメン市とともに都市州と呼ばれ、市域＝州域という構造を探るハンブルク市について調査を行った。

ハンブルク市は一七〇万人の人口を有する市域を七つに区分けし、それぞれに近隣自治機構である「区集会」を置いている。パリ市のような、代表性議会である区議会は存在せず、全市で一つの代表制議会である市議会とそれに対応する市役所があり、それぞれの区に区役所が置かれている。ハンブルク市における区は、政令指定都市における行政区に置き換えて考えると理解しやすい。

ハンブルク市の区集会を調査した上で、特に興味深いと思われた点を紹介する。

① 決議の効力について

選舉により構成員が選ばれる区集会では、決議は単純多数決で行われ、一定の範囲で行政を拘束する。ハンブルク市が制定する区行政法に、区集会の権限が列挙されてお

り、そこには区の自主予算についての割り振りを行う権限も含まれている。ただし、区集会の審議事項自体が制限されているわけではなく、区によって重要ではあるが区の権限に属さない事柄全てについて、区集会は勧告を発することができる。

区集会の決議が一定の拘束力を持つのはドイツの制度の大きな特徴である。これは、構成員が選挙で選出されており民主的正統性を有することに拘ると考えられ、選挙を行わないフランスの近隣住区評議会や日本の地方自治法上の地域協議会が諮問機関であることと対照的である。

ハンブルク市の区集会の決議は、一定の項目について行政を拘束するが、これは構成員を選挙によって選出していることによると考えられるることは前述した。本市の区民会議については、構成員の選出を公職選挙法上の選挙によって選出することはできない。また住民投票の結果を尊重した上で

市長が構成員を任命する、いわゆる準公選制についても、実現の可能性は低い。

決議に拘束はされないが、行政には、決議の実行を前提に資源の活用を検討すべき責務があると言えるだろう。これは会議体のインセンティブの維持にも関わる問題である。誠実に住民の意見を検討し、区役所と各局間調整、あるいは各局間同士の調整が不可欠になる。現在行政内部での総合的な調整の指針となる「総合調整規則」の策定が目指されており、区民会議の答申や提案の実現という観点からも注目される。

おわりに

本市では、平成一八年度から条例により区民会議を設置して本実施する予定である。

今年度は要綱により各区で試行として実施している。最後に我々が今回の研究を通して、区民会議を実効的な制度として運用していくために必要であると考えた点を述べる。

区民会議に期待されるのは、地域課題の抽出機能もさることながら、その解決に向けた水平的ネットワークの構築機能であると考える。フランスではアソシエーションがボランタリーに活動し、その存在・機能は近隣住区評議会にも少なからず影響を与えていた。ハンブルク市では、政党公派の地域ネットワークが機能して、区政の一部を担っていた。

フランスの事例でもドイツの事例でも、同一市に同一の制度があつてもその活性度が異なつていて点からも、区民会議や区政を支える社会資本をどのように増やしていくかが、一つの目標になろう。

注1 ソーシャル・カバナンスという考え方については、神野直彦・澤井安勇編著「ソーシャル・カバナンス」（東洋経済新聞社、二〇〇四年）によっている。

注2 ロバート・D・バットナム（河田潤一訳）『哲学する民主主義』NTT出版二〇〇一年

地域活性化への「集住」を中心としたアプローチ まちづくりにおけるコーポラティブ住宅の可能性

まちづくり局市街地開発部住宅建設担当

高橋 龍太／ 総務局人事部労務課
佐藤直子／ 総務局人事部労務課

はじめに

近年コミュニティの重要性が見直され、地域住民が一体となり、お互いに協力し合つて生活していくことが求められている。

しかし、実際には大規模宅地開発などにより新しく入ってきた住民と、以前から暮らしてきた住民との間には壁があり、コミュニティがうまく機能していない地域も多い。また、新しい住民の中には隣近所との交流がなく、マンションの隣の部屋に住む人の顔さえ知らない人も少なくない。このため、地域の一体化どころか緊急時の協力体制の確保にさえ困難が予想されており、このような不安な状況を打開するために、コミュニティの再生・活性化の必要性が高まっている。

私たちは、コーポラティブ住宅を通して、地域の活性化、コミュニティの形成を図ることを目標とし、行政の立場から地域のまちづくりに貢献するための手法について研究を行った。また、コーポラティブ住宅が地域に浸透し、その数を増やしていくことにより、まちがどう変わっていく

のかについても考察を行った。

集住とコーポラティブ住宅

核家族が定着した現在、都市部においては従前の大家族での居住スタイルはほぼ失われてしまっている。そこで、プライバシーの確保が優先される今の居住スタイルを前提とした新しい「集住」を考えみると、生活空間を同じくする直接的なつながりではなく、より間接的なつながりを保つ住まいづくりが必要になってくる。そこで提倡するのがコーポラティブ住宅である。

よい住まいを「皆で協力しながら」「つくることで、入居時まではお互いに精神的なつながりが生まれ、その良好な関係が入居後も続いていくことが期待されている。

地域コミュニティへの発展性

都市部においては、共通の目標あるいは問題点が身近なものとして感じられないため、共同体意識は育ちにくいと言われる。そのことが、地域で解決しなければならない高齢者の介護や子育て支援などの地域福祉、また防災といった差し迫った問題を見えていくしている。

これに対し、コーポラティブ住宅を入居者自らの手でつくるうとすれば、色々な工夫や協力をしなければならない。周りの人たちと調整しながら事業を進めるため時間もかかる。しかし、このような話し合いと

テイの育成、ひいてはまちづくりの可能性を秘めているものと考える。

また、住宅内の共有スペースを周辺地域へコミュニティ育成・活動の場として開放することで、高齢者生活支援や子育て支援などの機能を持つ施設として活用していくれば、地域コミュニティの活性化に役立つ可能性にも注目した。

私たちは、コーポラティブ住宅という手法により、川崎市における各地域の問題点の改善を目標とした住まいづくりを支援することで、地域全体の住環境の向上に寄与し、それと同時に問題意識を持つた住民同士による地域コミュニティの更なる発展にも貢献できると考えている。本研究においては、緑地の減少と農家の後継者不足を改善するための「環境共生型のまちづくり」、大地震への不安が高まる中、現在も事業が継続している「密集市街地の改善」、加速度的に進行する少子高齢化への対策としての「地域福祉の充実」の三つを目標に掲げて、政策検討を行うことにした。

国内先進事例の研究

以上三つの川崎市における各地域の課題

を解決するにあたり、有効であると考えられるコンセプトで建設されたコーポラティブ住宅で、かつ、コミュニティ形成においても参考となる国内の先進事例について、次のように観察した。

(1) 環境共生型コーポラティブ住宅

（観察対象：さくらガーデン、櫻ハウス）環境共生とは、地域の特性に応じ、エネルギー・資源・廃棄物等の面で適切な配慮がなされるとともに、周辺環境と調和し効果的に利用することで、健康で快適に生活

できるよう工夫された住宅及び住環境のことをいう。都心に住みながらも緑豊かな環境に囲まれて暮らすことは、個人の力では予算等の問題で実現は難しいが、希望を同じくする複数の人が集まれば実現可能である。そこで、「環境共生」を共有価値とする人々が集まつてコーポラティブ住宅に住むという事例が近年見られるようになった。環境共生型コーポラティブ住宅が建設しやすくなれば、緑地保全にもつながる可能性が出てくる。

さくらガーデンは農地の保全、櫻ハウスは緑地の保全のために、地主側から土地の提供があつた事例である。このように地主がコーポラティブ住宅の存在を知り、土地を提供してくれるケースは稀であり、土地取得の問題はコーポラティブ住宅建設に常にについてまる。そこで地主に対するコーポラティブ住宅についての知識の提供や土地についての情報収集、そしてコーポラティブ住宅居住希望者がそれらの土地情報を閲覧できる環境づくりを支援できるような施策の必要性を感じた。

またこれらの事例から、便利さ豊かさの価値（本件の場合は緑豊かな環境）を追求する合理的手段として生まれた集住によるコミュニティが、時を重ねるうちに当初求めていた価値と同等もしくはそれ以上の価値へと変化していく過程を見ることができた。（2）密集市街地整備区域のコーポラティブ住宅

（視察対象・スノーベルえごた、現代長屋TEN）
住宅が密集している地域では、建物の老朽化や建物間隔の狭さから、耐震性、耐火性の改善が叫ばれている。しかし、権利や敷地

等の問題から自主的に住宅の建替えが進まないことが多い。そこで、行政の社会的信用を生かして建替えのきっかけを作り、事業を進展させるための支援が必要になつてくる。

スノーベルえごたのある地域は、平成四年度に密集住宅市街地整備促進事業の事業指定を受け、平成一〇年末にスノーベルえごたを担当したコーディネーターへ練馬区から依頼をし、共同建替え事業として動き出した。コーポラティブ方式を採用することにより、入居者が事前に決まつてゐた余剰床の処分の問題がなくなり、参加者の手持ち資金を運用することで地主の負担を抑えられ、また、話し合い等で入居者及び地権者との間で交流の機会も多く、コミュニケーションの再構築につながり、共同建替えの際に起きた地主・入居者それぞれの問題を解決することができた。

現代長屋TENは、市営住宅を解体した後の遊休市有地に定期借地権を設定することによってできた事例である。地域で発足した「西淡路西部地域まちづくり委員会」が主体となり、多様な住宅供給の具体化について検討した内容を、大阪市へ提案することで実現した。

この二つの事例から見えてくる行政の課題は、コーディネーターの育成と利用者が金融機関から融資を受けやすくする仕組み、施策を展開することである。コーポラティブ住宅を建設するにあたつては、土地の選定から資金調達の方法、設計まで、基本的に住民どうしが話し合つて決定していくため、どうしても専門的知識を持つたコーディネーターが不可欠である。さらに、コーポラティブ住宅はまだ認知度の低い住宅形式であるため、金融機関からの資金調達が



太鼓ホールでの練習風景



もちつき

困難である。また、遊休市有地の活用や地域活性化につながる事業への助成等の必要も見えてきた。

そして、二つの事例とも、若年世帯が流入してきたことなどによるコミュニティの活性化及び地域課題の解決につながっていることが確認できた。

(3) 地域福祉実現のためのコーポラティブ住宅

〈観察対象・若屋一七〇、さとね〉

コーポラティブ住宅の中の共有スペースを地域へ開放し、地域コミュニティの核として機能している事例である。若屋一七〇では住宅内の共有スペースである交流室を使つて、週二回老人カルチャースクールを開催している。この事業は、地域コミュニティ事業として、芦屋市高齢者いきがい活動支援通所事業委託料を受けている。さとうは、太鼓サークルの有志が練習場所を求めて建設したコーポラティブ住宅であり、共有スペースである太鼓ホールの地域住民への開放や、近隣学校との太鼓を通じての交流など、一つのコーポラティブ住宅が新たな地域コミュニティ形成の足がかりとなつている。

今回提言しようとしている政策を、コーポラティブ住宅内のコミュニティ形成にとどまらず、地域コミュニティ形成に公の性格を持たせること、つまり地域に結び付けていくには、コーポラティブ住宅役立つような住まいや場づくりを行うことを行行政が支援する制度づくりが必要である。

提言

事例研究から、コーポラティブ住宅普及への課題や、コーポラティブ住宅による地

域コミュニティの活性化等を確認することができた。政策として提言するからには、その政策によって公共的なメリットを生む可能性があることが必要だが、コーポラティブ住宅建設はあくまで個人の住宅取得であり、そのまま普及させるだけの政策では、一部の個人にとつて都合のいいことにしかならない。川崎市が抱える地域課題解決の一助になることが、コーポラティブ住宅を川崎市の住宅政策として取り上げるための必須条件である。また、行政に頼ることなく、自助努力で快適な住まいと住まい方を獲得できるよう最大限誘導することが大切である。これらを踏まえて、川崎市でコーポラティブ住宅を普及させるための政策提言を行つた。

(1) コーポラティブ住宅の周知

人々が住宅を購入する際、自然環境、値段や通勤の便を重視する反面、購入した住宅での住まい方や周辺住民とのコミュニケーションを検討することを疎かにする傾向があるため、住まい方に着目したコーポラティブ住宅は世間にあまり知られていない。コーポラティブ住宅を住まいづくりの選択肢の一つに入れることができ、コーポラティブ住宅希望の地主を募り登録)・専門家情報(「川崎市住まいづくりコーディネーター」を登録)・コーポラティブ住宅の先進事例(モデル事業や先進事例についての詳細)について、その情報をインターネットで提供し、また南部、中部、北部の三箇所で閲覧ができるようにすることと、市民が住まいづくりの際に使用できる助成制度と融資制度が一度にわかるサイトや冊子の作成を提言した。

(2) 専門家の育成と派遣

コーポラティブ住宅建設のためには、専門的知識を提供してくれる専門家の存在が

必要不可欠である。しかし、コーポラティブ住宅建設の経験のある専門家は少なく、専門家の育成が必要とされる。このことが専門家の育成と派遣についての提言を行つた。

専門家の育成については、講習会を開催するとともに、講習会を受けた人を「川崎市住まいづくりコーディネーター」に認定

し登録し、一般に公開するというもの。専門家の派遣制度については、まちづくり公社で専門家やNPOの情報を区役所・公社・インターネットで閲覧できる環境を整える。利用者は、公社を介すことにより、活動の初期段階のコーディネーターとして専門家の派遣を受けることができるというものである。

(3) 情報提供

ばらばらにあふれているコーポラティブ住宅に関する情報を、分かりやすい形でまとめて提供することで、情報取得の効率化を図ることも重要である。具体的な方法としては、土地情報(「コーポラティブ住宅希望の地主を募り登録)・専門家情報(「川崎市住まいづくりコーディネーター」を登録)・コーポラティブ住宅の先進事例(モデル事業や先進事例についての詳細)について、その情報をインターネットで提供し、

コーポラティブ住宅の手法による地域コミュニティの活性化へ向けて

今回の研究を通して私たちが気づいたことは、まちは住まい一つ一つの広がりによって形成されているということである。住まいづくりの広がりは、まちづくりにつながり、住宅内のコミュニティの広がりが地域コミュニティの活性化と創生につながると考えるにいたつた。

川崎市の地域課題である緑地・農地の保全、密集市街地整備と地域福祉の形成につながるまちづくりについて、コーポラティブ住宅の手法とそこから発生するコミュニティを切り口とした施策を模索し、川崎市の住宅行政を新たな角度から見直すことが必要である。

また、本研究で用いた三つの地域課題それぞれに、コミュニティ、環境、防災、福祉、NPOの役割など様々な問題が潜んでいる。地域課題解決のためには、一側面から行政政策を検討するのではなく、行政内部の横断的な行政政策が必要である。

(4) 財団法人川崎市まちづくり公社による融資制度

金融機関が住宅取得融資を行う際に担保になるものは土地であることが多く、定期

精神障害があつても 希望がもてる 社会の実現を

社会福祉法人アピエ理事

木太直人



精神障害者ってどんな人たち?

わが国では、障害を抱える人たちを大きく身体障害者、知的障害者、精神障害者に分けてそれぞれの障害特性に合わせた施策を開発してきました。平成一四年に厚生労働省が実施した患者調査によると、精神疾患のために医療機関に受診している人は、全国で推計二五九万人でした。五〇人に一人以上の人人が精神障害者であるというわけで、当然ながら医療にかかる潜潜在的な精神障害者がいることを考え合わせると、もはや精神障害者を特別な人と見ることはできないことになります。

川崎市内に在住する精神障害者は少なく見積もっても約二万六千人いることになります。精神疾患に関する研究が進むにつれて、その発病や再発の契機にストレスが深く関わっていることもわかつてきました。いまや精神疾患は誰もが罹る可能性のあるもつともボビュラーな病気の一つと言つても過言ではありません。しかしながら、これまで私を含め精神疾患をもたない人は、精神

宮前)が設立されたのは一九九三年七月のことですから、今から一二年前に遡ることとなります。その前年の一九九二年四月に、宮前区で初めての精神障害者地域作業所「宮前ハンズ」が創設されました。当時、宮前区内に精神障害者が集まる場は、週一回の保健所デイケア以外なく、宮前区精神障害者家族会(通称・もくよう会)のメンバーを中心に行き、保健所職員・病院関係者らが協力しながら何とか日中の活動の場を作りました。このように思いから、資金集め・運営準備を進めようやく開設にこぎつけたものです。

宮前ハンズでは、毎月運営委員会が開かれ精神障害者家族・作業所職員・保健所や病院のソーシャルワーカーらが集まる中で、「精神障害者の地域生活を支えていく場を増やしていくためには家族の力にばかり頼っていてはいけない」「グループホームを宮前区にも欲しいが、せつかくつくるのであればずっと宮前に根を張った任意の市民団体を立ち上げたほうが良いのでは」といふ機運が盛り上がり、アピエ宮前が誕生したのです。

一九九四年四月に、グループホーム『RUMAH・りおん』の開設を皮切りに、一九九六年四月に地域作業所『トゥーランブラン宮前』を設立。そして、一九九八年一月に区内二か所目のグループホーム『RUMAH・セシエン』を設置しました。その後、二〇〇〇年二月地域で暮らす人々のために『からだにやさしい夕食&団らん』(月一回)の開催を開始。二〇〇二年八月からはより多くの人々が自由に集まる場として『パークみやまえ』(月一回)の開催を開始しています。この間に、資金集めと精神障害者の市民との交流を目的に、一九

川崎市内に在住する精神障害者は少なく見積もっても約二万六千人いることになります。

精神疾患に関する研究が進むにつれて、その発病や再発の契機にストレスが深く関わっていることもわかつてきました。いまや精神疾患は誰もが罹る可能性のあるもつともボビュラーな病気の一つと言つても過言ではありません。しかしながら、これまで私を含め精神疾患をもたない人は、精神

社会福祉法人アピエのあゆみ

二〇〇四年一二月に、宮前区内での精神障害者の地域生活支援を主な事業とする社会福祉法人アピエが設立されました。川崎市内の精神障害者関係団体としては二か所目となります(川崎市内にたくさんの社会福祉法人がある中で、これが精神障害者福祉の現状です)。

ここでアピエのあゆみを紹介させていただきます。アピエの前身である「宮前区の精神保健と福祉を考える会(通称・アピエ)」はとても言えません。しかしながら、これまでアピエが目指すもの

九四年から宮前ハートフルバザールを八回開催し、チャリティ映画会も四回主催して実施しました。また、精神保健福祉ボランティア講座を二回主催し、総会では毎年精神障害当事者を講師として招き講演会を企画したり、宮前区社会福祉協議会や市民団体・大学などにもお声がかかればどこで出かけ、精神障害者のおかれている現状を知つていただきための啓発活動も積極的に取り組んでまいりました。

このような活動を通して、少しずつですが精神障害者に理解をもつ人々が増え、私達の活動に参加・協力していただけるようになりました。しかしながら、新たに取り組むべき課題は山積していても、なにせアピエ宮前が抱える常勤職員が六名というなかではこれ以上身動きが取れないような状況となり、新たな展開にも限界が見え出しきってきたため、社会福祉法人格をもつ必要性が生じてきました。

二〇〇二年の総会で正式に法人格取得を目指すことが確認され、二〇〇三年度からは宮前ハンズもアピエ宮前が運営することとなり、トゥーランプラン宮前と宮前ハンズの小規模授産施設への移行による法人化を目指に、「アピエ宮前法人設立委員会」が発足し、その後法人取得に必要な資金集め、法人としての理念の策定、定款・諸規定といつた書類の作成に奔走し、あしかけ二年余りを経てようやく社会福祉法人アピエが誕生したのです。

来年度から、障害者を取り巻く状況は大きく変わろうとしています。国会で一度廃案になつた障害者自立支援法案が再上程さ

れ、二〇〇五年二〇月に可決・成立しました。今まで障害種別ごとにバラバラであった福祉サービス体系を一元化し、精神障害者も市町村を基本としてサービス提供が実施される仕組みになります。ここでは、サービス提供事業所は今までと違う形での経営努力が要求されます。

しかし、このことで他障害と比べ大幅に遅れている精神障害者の地域生活支援を後戻りさせることはあつてはならないことです。アビエは制度改革という大きなうねりを大きなチャンスと捉えて、何よりも精神

障害当事者の声を大切に前進していきたいと思います。たとえ重い病や障害があつたとしても、その人の尊厳が軽んじられることはあつてはならないことです。

年金・医療といつた私達の暮らしを支える基盤が揺らいでいる中、誰もが生きづらさを感じています。だからこそお互いを認め合い、相互に受け入れていく社会が求められています。社会福祉法人アビエは、精神障害者の地域生活支援の推進を通して、誰もが参加でき平等に機会が提供される社会の実現に寄与したいと考えています。

市民の目②

それぞれにふさわしい 教育・労働・生活を～活動の経過と現在の取り組み

特定非営利法人わになろう会

新井靖子

義務教育終了後の進路を求めて

わになろう会が、すべての障害児に後期中等教育の保障を求める活動をはじめて二五年が経ちました。当初は義務教育終了後せめてあと三年間の後期中等教育を保障してほしいという願いで、養護学校の高等部への希望者全入・高等部の増設・施設設備の改善や、高等学校への障害児の受け入れ・学校教育法七五条に基づく学級設置などを市議会・県議会ならびに市教委・県教委をはじめとする関係各方面に働きかけて

きました。

川崎市北部にもうひとつ養護学校を新設してほしいという請願は、二〇年間粘り強く継続してきた要望がやっと実り、二〇〇六年四月県立麻生養護学校として開校の予定です。

高校や専門学校は卒業したけれど自分に適した就労の場が見つからないため住宅を余儀なくされていた青年たち、高等部卒業後デイサービスや作業所に通い始めたけれど適応できずにひきこもっていた青年たちが数人、週に二回集まつて紙すきや織物などの仕事を楽しみ、相談して決めたメニューの昼食を作つて食べるという活動を始めました。一般就労や高校生活で挫折した青年たちの一時的な休息場所、元気を取り戻して再スタートをするためのステップともなりました。また、水曜放課後や休日の活動に困っている学齢児のケアについても必

行し川崎市教職員組合の協力を得てすべての市立小中学校障害児学級およびろう学校・養護学校に向けて情報発信を続けてきたこと、などがあげられます。さらに、会員のご家族の好意で栃木県那須町に別荘地約一一〇〇m²を借り、教職員・父母・市民多くの方たちの協力による資金で一九九五年「野外活動ホーム 那須わになろうの家」を開設、だれでも泊まれる余暇活動の場として活用されています。

任意団体からNPO法人へ

進路に関する学習会や見学会、親子で楽しめる交流学習会などなど、毎年さまざまなりくみを開催してきましたが、子どもたちの成長とともに会員の要望は幅広くなり、後期中等教育の保障から働く場・社会参加の場を求めるとりくみへと広がってきましたので、ニーズや活動内容の変化に対応するために二〇〇〇年の夏に民家を一軒借りて「サポートハウスわになろの家」を開設し、活動の拠点としました。

NPO法人として認証を受ける一方で、活動の裏づけとなる財政の安定をはかるため、神奈川県ボランタリーアクションを申請、①放課後・土曜休日の障害児の活動支援事業、②長期休業中の障害児の活動支援・アドミリーサポート事業、③在宅青年の自立活動支援事業の三事業を対象に、幸いにも〇二・〇三・〇四年度の三年間年額二〇〇万円の補助金を受けることができました。

サポートハウス開設以来、これまで、Kリコー社会貢献推進室、安田記念財团（現・損保ジャパン）ともしひ基金、神奈川心身障害児福祉基金財團、川崎市市民活動センターなどの助成金を受けてきましたが



青年の家自立活動—織物作業

いすれも少額（三万円～三〇万円）で備品購入に充てるのがやつとでしたが、ボランタリー活動補助金のおかげで、サポートハウスの家賃、光熱費、事業に係る人件費などの必要経費を安定的に支払うことができました。会発足以来の継続的な活動に加えて上記三事業へのとりくみに力を注いだ三年間でしたが、いすれの事業も年を追うごとに実施回数、利用者数、関わるスタッフ・ボランティア数が増えてきました。しかし、サポートハウスの広さや常時活動できるスタッフが少数であることなどから、まだまだ要望に応じきれず、これらの課題については公的な制度の整備拡充の必要性を強く感じました。

●児童期の地域生活支援の課題

二〇〇三年度からはじまつた支援費制度においても児童が受けられる支援サービスはショートステイ（しいのき学園）、特別な事情による期間限定の移動介護のみといった状況で、身体介護・家事援助・見守りについても制約が多く、必要なときにはいという切実な声が聞かれました。児童期の支援はどうなつているのかまずは情報交換からと、わになろう会と療育ねつとわーく川崎が呼びかけ、四年七月から自主的になつている団体・事業所、保護者、地域療育センターほか関係機関など、月一回の連絡会にはさまざま立場の方たちが集まり、しだいに輪がひろがっています。秋には地域生活（放課後・休日等）の現状・ニーズ・家族の声を具体的に把握できるアンケート調査を実施し、その集計結果をまとめて、

シンポジウムすべての子どもたちに豊かな放課後・休日を一障害児の地域療育を考えーを開催しました。また、二月にはアンケート結果とシンポジウムおよび連絡会の報告をまとめ、冊子を発行しました。

調査で明らかになつたことの詳細は省くとして、調査結果から導き出された学齢期に求められているサポートはたくさんありますが、最も切実なもの三つをあげると、相談援助の体制、放課後・長期休暇中の家庭外での活動の場、学校送迎でした。

●児童デイサービス事業の開始

これまで川崎市は児童デイサービスの事業者指定をしていませんでしたが、これらの一連のとりくみの流れのなかで、〇五年四月から三事業所が指定居宅事業支援者として指定されました。

わになろう会では、前年までの放課後・土曜休日の障害児の活動支援事業と長期休業中の障害児の活動支援・ファミリーサポート事業の利用者に支援費申請を勧め、事業を開始しました。幼児が週二回、小学生が月・水・金の放課後（午後五時まで）+休日月三回（午前一〇時～午後四時）いずれも定員三名のみですが、小学生だけで契約者は一三人、さらに増えそうな状況で、希望を調整しながら利用してもらい、夏休み中も二二日営業しました。医療的ケアを必要とするお子さんについては、施設もスタッフの知識も技術もないため断らざるをえないのですが、多様なお子さんをサポートするため一对一以上の手厚い職員配置が必要な現状です。国及び市が認める制度に基づいて事業を実施すれば法人の運営は安定すると考えたのは大きな間違いで、国基

準だけの支援費しか支払われないため、無償のボランティアに頼りながらも、職員に最低賃金の保障もできません。もちろん家賃補助もないためサポートハウスの維持は至難です。

●地域生活サポート試行事業の委託をうけて

地域生活支援のなかでもうひとつ大きな課題だった日々の送迎の問題について、今年度、川崎市は地域生活支援（ふれあいサポート）試行事業を新規にたちあげました。わになろう会が、試行事業として市内一ヶ所だけの委託を請けたため、まだ手探りの状況ですが、半年間の試行の中で見えてきたことを要点のみ紹介します。

これまで多くの要望がありながら支援できなかつた毎日の送迎・見守りに対応できる事業がはじまつたことは高く評価でき、

利用者負担が少ない点（一回一〇〇円）はご家族から喜ばれています。それぞれの要望（派遣申請）を受けてのサポートナーのコーディネーターは困難なことも多く、残念ながらまだ希望者の約八〇%の方しか期待に応えられてはいません。利用希望者の要望は切実で、来年度就学予定のお子さんをお持ちのご家庭から問い合わせ、派遣申請がすでに数件ありました。

この事業の効果意義として考えられること、家族とりわけ母親の就労支援

●家族が都合悪い日も通学・通所を保障

●利用者本人の対人関係の改善

●利用者本人の社会参加の可能性拡大

●地域の障害者への理解・支援のひろがり

などがあげられます。

しかし、検討を要する課題も多く、日々悩みながらの事業推進です。

●現在サポートー登録者は約一五〇名ですが、多様な方たちのそれぞれのニーズに 対応するためにはさらに多くのサポートーー、特に男性、若い世代の養成の必要性を感じます。

●各区に事業所があれば、利用者・サポー

タ双方が気軽に相談にいくことができ、より迅速にサポートー派遣ができるのではないでしょうか。

●事務処理のための入件費等事業をおこなう上で最低限必要な経費を計上するなど受託事業者が安定して事業をおこなえるような改善が望まれます。

●サポートーの派遣費（活動費）に交通費がつけられ、車での移動介護のガイドラインの明確化などがあれば、サポートーの活動エリアがひろがりコーディネーターが容易になると考えます。

●幼児、手帳をまだ取得していない小学生、入所施設からの外出サポートなど希望されても派遣できなかつた例が多数あります。利用対象者の再検討の必要性を強く感じました。

●中高生の放課後・休日のケアは本人、ご家族にとって大きな悩みとなつています。安心して過ごせる場所と青年期にふさわしい活動をサポートできる人が求められています。一対一の対応を基本としながらも集団的活動も検討すべきではないかと考えています。

以上、改善したほうがよいと切実に感じた事項をあげましたが、この試行事業が、来年度のよりよい形での本実施に繋がり、障害のある人たちがそれぞれの年齢にふさわしい生活を享受できる一助となることを願っています。

児童福祉の現場から 伝えたいこと

健康福祉局「子ども施策推進部中央児童相談所保護係長

戸澤裕幸

はじめに

児童相談所についてはここ数年来、新聞、TV等のマスメディアを通じて話題とされる事が多くなってきた。この理由は、ひとつには、子どもの福祉に対する市民意識の高まりが考えられる。一昔前であれば駄、教育という名のもとに許容されがちであった、家庭内における大人から子どもへの体罰について、あくまでも暴力であるという

対応すべき第一線の行政機関として位置づけられている。それゆえに子どもの問題に対する責任は重大であり、当然のことながら社会的認知度は高くなってきている。

ここでは、児童相談所、主として現在の筆者の職場である一時保護所の現場からの報告を通して、児童福祉行政の一端を理解していただければと思っている。

児童相談所の役割

本市には児童相談所は二ヶ所設けられている。中央児童相談所および南部児童相談所である。中央児童相談所の管轄区域は中原区から北であり、南部児童相談所の管轄区域は幸区から南となっている。児童相談所は児童福祉法に基づいて設置され、厚生労働省による「児童相談所運営指針」を基本として運営がなされている。対象は一八歳未満の子どもの様々な問題に対する相談支援であり、機能としては同指針によれば①相談機能（相談を受け、必要に応じて心理面、社会面についての調査を行い、診断、判定を行なう）②一時保護機能（必要に応じて子どもを家庭、地域から離して保護す

る）。③措置機能（必要に応じて、子どもを施設等に入所または委託する）である。さらに、関係機関とのネットワークや連携を推進する機能も有している。

児童相談所一時保護所の現場から見えてくるもの

第一に緊急保護、これは適当な保護者や宿所が無い場合や、家庭等において虐待を受けている場合、また、自己または他者に対して危害を加えるなどの行動上の問題がある場合に、一時的に子どもを保護するため極めて緊急性を要する場合が多い。

第二には行動観察、これは今後の支援の方針を明らかにしていくための資料収集を目的として行なう。子どもの全体像を把握するためにには面接室のみのやりとりではなく十分な場合も多い。入所を通して生活全般を把握していく事が必要である。

最後に、短期入所指導、これは心理療法や、カウンセリングを通して生活指導を行なうことを目的としている。

本市における一時保護所の子どもの日課は、大雑把に言うと午前中は学習（教育委員会から、退職された元教員の方が派遣されたり、職種的には専門性が一応担保されている）

日課における学習は、学習権の保障という観点からも非常に重要なものとして位置づけている。従来は、一時保護所における学習は児童指導員、保育士などが日課の中で行なっていた。現在においても全国的には大多数の一時保護所ではその様な形で行なっている。しかしながら教育を受ける権利は通常、教育の専門家である教員によって具体的には保障される事が一般的であり、一時保護所に入所した事によって、教員が不在と言う事から、その権利がいきさかでも阻害される事があつてはならない。そのような意味では、当所における元教員の方による学習は有意義なものである。平成一五

子どもたちは一時保護所を一時的にせよ生活の場にするということであり、当然の

行ない得ない。現場における意思の疎通の重要性を実感している。

現在の一時保護所において対応に困難性が伴う年齢は、主として思春期の子どもたちである。思春期の子どもたちに特有の問題としては、性の問題、粗暴行為、自立への課題、などがあり、それぞれに大きな課題である。

性の問題については、男女が部屋は分離されているものの、他の生活空間は共有しているために、思春期の男女が同一の時期に入所をしている場合などには、自然に異性同士近づいてしまう。通常であれば男女交際を禁止する事は時代の流れに逆行するのであろうが、性の問題を抱えた子どもへの配慮も必要であり職員の対応によって問題が起きるのを未然に防ぐようにしている。

粗暴行為についても非行を課題とする子ども、被虐待の子どもとが同時期に入所した場合、特に被虐待の子どもの場合非行傾向のある子どもから粗暴行為を受けてしまうこともあり、一時保護所がシェルターとしての役割を果たせなくなってしまうという事態に陥ってしまう危険もある。性の問題や、粗暴行為への対応としては将来的には、ハード面における子どもの生活空間の拡大や、個室（現在は一部屋に四人程度）の設置が必要と思われるが、ソフト面では

役所にはありがちな縦割り型の組織運用は



行ない得ない。現場における意思の疎通の重要性を実感している。

現在の一時保護所において対応に困難性が伴う年齢は、主として思春期の子どもたちである。思

春期の子どもたちに特有の問題としては、性の問題、粗暴行為、自立への課題、などがある。それぞれに大きな課題である。

性の問題については、男女が部屋は分離されているものの、他の生活空間は共有しているために、思春期の男女が同一の時期に入所をしている場合などには、自然に異性同士近づいてしまう。通常であれば男女交際を禁止する事は時代の流れに逆行するのであろうが、性の問題を抱えた子どもへの配慮も必要であり職員の対応によって問題が起きるのを未然に防ぐようにしている。

粗暴行為についても非行を課題とする子ども、被虐待の子どもとが同時期に入所した場合、特に被虐待の子どもの場合非行傾向のある子どもから粗暴行為を受けてしまうこともあり、一時保護所がシェルターとしての役割を果たせなくなってしまうという事態に陥ってしまう危険もある。性の問題や、粗暴行為への対応としては将来的には、ハード面における子どもの生活空間の拡大や、個室（現在は一部屋に四人程度）の設置が必要と思われるが、ソフト面では

用を各自治体とも言われてきているが、検討する必要はあると思う。コスト面においても、可能であれば有効な方法である。

自立への課題は一時保護中の思春期の子どもたちに特有の課題である。一般的の社会では、まだ生活の自立をそれほど意識していない現実の問題（家庭崩壊等）として

自立を強く支援しなければならない状況もあら。現在の一時保護所は、幼児から八歳未満の子どもを保護しており、子ども自身に対しても、自立への意識が強化される環境を提供しにくい状況でもある。NPOなどにより自立支援ホームが作られてきてはいるが、次世代の育成という観点から行政サイドが公的な責任の基にこの種の社会資源の充実拡大を図るということが必要と思

う。

● 現場から見た児童福祉行政

今回の現場報告は、紙幅の関係から極めて断片的なものとならざるを得ないが、この現場から見た（従つて極めて限定的なものになってしまうが）児童福祉行政の課題について述べ、まとめに代えたい。

1. グローバルな視点に立った運用

前項においても述べたが、本市において一時保護所は一ヶ所である。そのためには様々な課題を抱えた子どもが同時期に入所していくことがあり、一時保護所がシェルターとしての役割を果たせなくなってしまうという事態に陥ってしまう危険もある。性の問題や、粗暴行為への対応としては将来的には、ハード面における子どもの生活空間の拡大や、個室（現在は一部屋に四人程度）の設置が必要と思われるが、ソフト面では

2. 社会資源としての施設等受け入れ先の拡充

現在、本市のみならず近隣の自治体においても、一時保護所は定員超過傾向が続いている。そのため、子どもたちは定員を超えた空間の中でストレスを感じてしまい、子ども同士のトラブルの要因のひとつとなる場合がある。一時保護所から先の受け入れ先が不足しているということが大きな要因のひとつとなっているものと思われる。公立、或いは民間団体、NPOなどに対する支援により、子どもにとつて好ましい受け入れ先の拡充を図るべきである。

3. 専門性の向上

各児童福祉機関、施設において専門職化を図るという狭い意味ではなく、各機関等の連携により児童福祉行政の専門性の強化を図っていくことが必要と言う意味である。当所にて行なわれている教育との連携などはよい例であると思う。お互いに刺激あい情報交換を日常的に行なう事により、子どもにとつて今必要な事、今後すべき事などがわかつてくる。子どもは一人の人間であり、そこに福祉、教育、精神科医、心理担当が縦割り的に入ってくることは、非効率的である。

以上、一時保護所を中心とした児童相談所の現場からの報告である。

用を各自治体とも言われてきているが、検討する必要はあると思う。コスト面においても、可能であれば有効な方法である。

ミュージアム改革の実践と展望

川崎市市民ミュージアム学芸員主査

深川雅文

はじめに

川崎市市民ミュージアムは、一九八八年に川崎市初の本格的美術館・博物館として開館した。ところで、当館は、二〇〇四年の初頭に、市の包括外部監査報告のなかで利用者数の減少と費用対効果の低さを指摘され「民間企業なら倒産状態」と酷評される存否を厳しく問われた。それを受けた議論が行われるなど、全国的にも注目されるにいたった。

●二〇〇三年 ミュージアム批判の予兆と内部改革の着手

実は、二〇〇四年初頭の衝撃的な外部監査報告に先立つて、ミュージアムを巡る不穏な出来事がほぼ一年前に現れていた。「二〇〇三年一月三一日版の地域情報紙『タウンニュース中原区編集版』」のトップページに、「民間企業なら、とつくる昔に倒産状態」「来館者少なく、大赤字に泣く市民ミュージアム」の見出しでミュージアム問題が報じられた。そこでは、利用者の減

少、とりわけ有料入場者数、企画展示室の利用者が極端に減り、それにより運営予算に対する対費用効果が高コストになつており、民間企業ならとつくの昔に倒産だという論法が展開された。

このセンセーショナルな記事は、現場の危機感を強めることになった。利用者数減少についてはすでに内部でもどのように対処すべきかという問題意識があり、この記事を警鐘としてとらえ、より具体的な指針を定めて、改革を進めていかなければ、館の存立は難しいのではないかという認識が深まつた。そして、改革を進めるために「マニフェスト」を具体的に作り、それに沿つた改革を実践していくこという機運が生まれた。平行して、現場だけでなく、市民の視点からミュージアムを見てもらい、話し合つていただき、評価していただく場を設けて、改革へのもうひとつの指針により、「ミュージアム市民委員会」もスタートさせることになつた。

改革の動きにはスピードが求められる。マニフェストは、学芸員の現場を中心にして管理職の意見も取り入れながら、四ヶ月

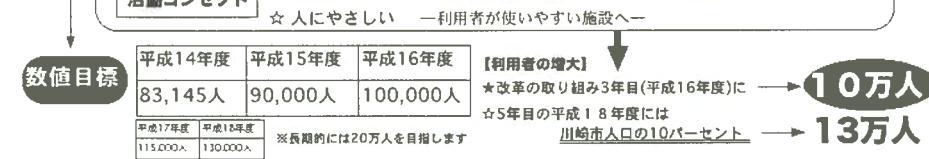
ほどかけて作り上げ、七月に完成。所轄の教育委員会に上程され、現場はそれに沿つた改革活動を強めた。

実践 【ミュージアム・マニフェスト】の作成と

マニフェストづくりは、利用者が減少したのはなぜかという問題を、それまでの活動を徹底的に洗い出しながら、総合的に分析し、そのネガティブな面を消し、利用者

を増加させるためには何をすべきかを見直して行く作業であった。その内容を、コンパクトにまとめたものが「川崎市市民ミュージアム改革のアウトライン」(図1)である。マニフェストであるからには数値目標を明記し、五年目には川崎市人口の一〇パーセントである「三万人の利用者を達成するとの中期的ビジョンを示した。マニフェストにいくら高邁な理念が掲げられても、実践されなければ空疎な言葉に終わる。マニフェスト実施に合わせた特別な予算措置があつたわけではないので、指針に沿つた現場での工夫とそのたゆまぬ実践がポイントとなつた。その活動のいくつかを紹介しておこう。

基本目標に掲げた「市民との連携」はなかなか重要な方針となり、市民、地域とどのようにつながっていくのかを真剣に考えた企画やアイデアを実践した。



川崎市市民ミュージアム・マニフェスト図式

2003年7月31日 制作 川崎市市民ミュージアム

基準目標 「市民の誇りとなる」ミュージアムの運営 標語 《知ってもらうー来てもらうーまた来てもらう》

- ・芸術文化の開かれた拠点として市民参加・協働型のプロジェクトを積極的に展開します
- ・都市川崎の共有財産であるコレクションときさまざまなすぐれた文化をわかりやすく紹介し、川崎の芸術文化の形成に寄与します
- ・芸術と文化の都市、川崎のイメージを国内外に発信します

○目標を実現させるために

- | | |
|----------|------------------------|
| ☆ 市民のために | 一優れた、魅力ある文化プログラム・情報の提供 |
| ☆ 市民とともに | 一市民参加型・協働型のプログラムの創造 |
| ☆ 人にやさしい | 一利用者が使いやすい施設へ |

【利用者の増大】

★改革の取り組み3年目(平成16年度)に

☆5年目の平成18年度には

川崎市人口の10パーセント

→ 10万人

→ 13万人

※長期的には20万人を目指します

数値目標

平成14年度	平成15年度	平成16年度
83,145人	90,000人	100,000人
平成17年度	平成18年度	
115,000人	130,000人	

図1

たとえば、公設ミュージアムでおそらく最初のサッカーチームとの共同による展覧会がある。川崎市のJリーグのサッカーチームであるフロンターレのファンチャーズ・グラウンドは、ミュージアム

と同じ等々力緑地にある。拠点が同じチークである。そこで、市民に人気のサッカーチームの歴史を伝える展覧会を当館の学芸員が調査・立案して立ち上げ、チームと共に着ぐるみの中には学芸員も入って、館内で市民との交流に努めた。

展示活動はミュージアムにとって重要な部分であるが、文化を保存し伝えるというのがコレクションである。そのコレクションを重要な文化資源として捉え、いかにして市民と連携していくのかという視点のもとに「わが家の宝物」展を企画した。「市民の皆さんと一緒に展覧会を作りませんか」と提案し、市民の皆さんのが大切だと思うものの、集めたものを一緒に展示しませんかといふ呼びかけを行い、予想を上回る数の展示物を集め実施した。コレクションするこの重要性、未来に伝えていくことの大切さを市民の皆さんにも体感してもらい、市民ミュージアムにはそうした資料、文化財が収蔵・保管されており、それらをともに大切にしていきたいという思いと、「美術館・博物館は地域にとって大切な存在なのです」というメッセージを託した展覧会だった。(図2)

マニフェストに記した「平成二五年度に九万人」の数値目標をクリアーし、さらに一〇万人を超えて一六年度目標に到達し、現場レベルでの改革成果が目に見える形となつた。マスコミも、一〇万人達成を報じるなど、ミュージアム再生の動きを伝えた。まさに、こうした改革活動が進行し、実を結びつづけた二〇〇四年の二月に包括外部監査報告が議会に提出され、ミュージアムは「民間企業ならば倒産状態」という川崎市で進めている「音楽のまちづくり」との連携を固めた企画でもあった。

こうした改革活動を重ねた二〇〇三年、二〇〇四年、ミュージアムの未来は、改

善委員会に命運を握られた形になつたが、現場としては、その議論の推移に目を配りながら、二〇〇四年の活動をマニフェスト二年目として推進し、実績を上げることに専念した。当初の目標を一年先取りして達成したため、繰り上げて一万五千人に上方修正した。二〇〇四年度は、地域を力发挥作用への密接な広報活動を行うなど前年度のノウハウも生かしながら、限られた予算のなかで、魅力あり、かつ集客力のある企画展とイベントの実施に注力した。もっとも話題を呼び、集客も多かつたのが「日本の幻獣」展で、入場者二万人を

突破した。河童や人魚だとか、未知の生物・幻獣を展示了したユニークな企画ということで全国的にも注目された。こうした活動の集積が、年度途中の二月にマニフェストの数値目標、上方修正した「平成二六年度に一一・五万人」を超えて、年度末には、総利用者数二三万九千人を達成する。マニフェストの中期的数値目標であつた川崎市の人口(二三〇万人)の一〇%以上、二三万九千人を二年先取りして達成。外部監査の対象となつた平成二三年度の八万八千人から一五九%の伸びとなつた。利用者数の増加とともに、経営効率の向上も図られて



図2 「わが家の宝物」展を伝えるミュージアムニュース

いる。収支比率（総収入額／総支出額×100）に関して見ると、平成二六年度は平成一四年度との比較では二倍の改善をみた（五パーセント）。

二〇〇三年に始まつたマニフェストに沿つた活動とその実績は、改革に向けての現

止められたからである。委員会は、現実の厳しさを直視すると現場の改革だけでは十分でないとし、ミュージアムの運営に対する川崎市の積極的な取り組みなしには改革は実現されないとし、その結果要旨4において「市役所の全般的な支援と介入、そして高い見地からの経営判断が不可欠」であるとの帰結を導いて解散した。それ以降、

この指針を受けて、一七年度、川崎市の方々に「市民ミュージアム改革プロジェクトチーム」という府横断的な取り組みのなかで改革の方向性を全序的な取り組みのなかで主体的に議論される態勢がとられた。なかでも、重要な点は、指定管理を巡って、九月議会で、当面は直営のかたちをとりながらさらなる改革を進めていくという指針が示されたことである。

川崎市市民ミュージアムの変革は、ひとつ山を越え、さらに次の山を見据えて登つていく段階にさしかかっている。たとえば、改善委員会で指摘されたいくつかの課題が残しながら、今もなお、さらなる改革を推進していくという姿勢が貫かれている。などなど。マニフェスト活動と改善委員会を経たミュージアムには、さまざまな課題を残しながら、今もなお、さらなる改革を推進していくという姿勢が貫かれている。

その具体的な内容は、一一月二十四日には「川崎市市民ミュージアム改革基本計画」として公表された。二〇〇五年、川崎市は文化芸術振興条例を発効させた。ミュージアム改革は、館単体の課題としてのみならず、川崎市全体の文化行政の推進という大きな課題と表裏一体となつて進められるという新たな局面を迎えていけると言えよう。文



フロンターレとの共同展覧会風景

化・芸術を未来に向けて保存し伝達する者としての本来的な機能の充実を図りながら、地域の誇りと楽しみになる館となることで存在感を増すことがミュージアムには求められている。これまでの改革の経緯から見えてきたことは、実体のある改革のためには、「市民ミュージアム改革プロジェクトチーム」の設置に見られるように、行政組織とミュージアムの現場が市政と市の諸組織の動きについて認識を共有し、コミュニケーションを密にすることが重要だということである。なすべきこと、考えるべきことは山積している。川崎市の芸術・文化活動の振興と育成という大きな市政の目的のなかで、ミュージアムがいかなる寄与をすることができるのかを真剣に考えながら改革を進め、その存在意義を高めていかなければならぬ。これからが生き残りを賭けた正念場なのである。

団塊世代の「自力更生」決意

産経新聞川崎支局記者

杉江弘充

川崎に赴任してほぼ二年になる。前任地の大坂は経済の地盤沈下が長く続いた、自治体も企業もいま一つ元気がなかった。関東とくに川崎・横浜辺りは自治体も企業も住民も関西に比べるといろんな面で実に恵まれていて豊かだなど実感するが、そういう川崎もやはり他の自治体同様に少子高齢化、財政難、行財政改革など複雑で困難な多くの問題を抱えている。市長でもないので、こうした問題の具体的な処方箋を提示するなどということはとてもできないが、市政の傍観者として感じることはやはり「改革」が必要であり、その基本は「自力更生」つまり「自分のことは自分でする」という精神ではないだろうか。

議論の対象を絞つてみたい。国民生活に不可欠な医療費がますます膨れ上がり、高い医療費は国民にも国・自治体財政にも大きな負担になっているが、将来の高齢化社会では病気が友達のような高齢者が多くなつてさらに医療費が増大することは目に見えている。対策として国民一人ひとりが「予防医学」に関心をもち、「病気になりにくい身体」になつて医者通いを少な

くすれば医療費は激減するはずである。こう書くと、そんなことは言われなくとも分かっている。また新聞記者が他人事のように気楽に書いている――という批判の声が聞こえてきそうである。そこで目の前に来ている高齢化社会の主役である団塊世代の一員として、「お上に負担をおかけすることは申し訳ない」と決意し、以前から実践中の「私の予防医学」を紹介したい。

禁煙、禁酒（ワイン一杯で二時間）。原則として零時前の就寝、一日一万歩、肉類油ものの回避。冬場はうがいの励行、室内の湿気管理、就寝時の首マフラー。異変を感じたら無理をせず早めの休息等々である。どれもこれも勿体ぶつてお話しするようなものではないが、私の場合は健康志願を持ち続け、金をかけず、手軽にできることをモットーにしている。こうした人体実験の結果、以前は年中引いていた風邪をほとんど引かなくなつた。週末もよく仕事を出るが、疲労感はほとんどない。通うのは歯科ぐら

い基本的には「医者要らず」の生活である。しかし多くの人がこの健康法を実践することは困難であろう。なぜなら「付き合いが

思われる酒の飲みすぎや喫煙、運動不足が高血圧や糖尿病などの生活習慣病をもたらすことは間違いない。自分の健康を守りかつ将来的に医療費を減らすためにわれら中年は酒量を減らし、禁煙に挑戦し、運動に努めよう。手始めに禁煙である。「自分はタバコ税を払っているんだ」などと開き直る喫煙者もいるが、川崎市の健康福祉当局者は「喫煙が直接・間接の原因で生じる治療費はタバコ税の三倍に相当する」と糾弾する。川崎から直ちに喫煙を追放することは困難であるから、できることから始めよう。他都市にならつて来春から路上喫煙禁止を厳しく実施し、喫煙環境を規制しようという市の方針にはもろ手を挙げて賛成したい。

「肥満」（議員・職員過多）や「動脈硬化」（非効率性、無駄）の改善は民間活用（民間委託、シニア能力活用、民間人登用）などによって、市の決意次第では実行可能ではないだろう。あの国鉄ですら大手術によって活力あるJRに変身した。個人も組織も国家も、基本的に健康管理（経営）は他人に頼らず「自分の身体は自分で守る」精神でいくことが必要ではないだろうか。

改めて自分自身にもそういう言い聞かせているところである。

「悪い」「アツどこか悪いらしい」「変わりもん」といつた周囲の批判や説教中傷に耐えなければならないからだ。

バツクナンバー紹介

■政策情報かわさき15号特集

【特集】市民生活から見たまちの姿／首都圏に位置する川崎のまちづくりと総合計画】

◆市民の暮らしからみた今後のまちづくり／川崎市新総合計画の策定に向けたタウンミーティングでの議論から（政策情報かわさき編集部）

◆川崎市民の生活圈から見たまちづくりの姿／首都圏における川崎のまちの姿（まちづくり局交通計画課 齊藤麻里子）

◆商業から見る市民の暮らし／広域商業圏と地域のまちづくりから考える商業のあり方（経済局商業課光課 平井孝）

◆田園環境の保全に向けた土地利用の課題／市街化調整区域土地利用地戦略研究会の議論から（経済局農業振興センター農地課主査 柏井幸博・環境局総合課農業課副主幹 鈴木直仁・まちづくり局都市計画課主査 岡田実・総合企画局政策部 鈴木洋昌）

◆市民の暮らしから見た就業構造／市民就業者と市内就業者の流出入バターンから考える地域政策（総合企画局企画部統計情報課主査 小松崎紀一）

◆「川崎都民」の生活／市民の暮らしから考えるまちづくり／川崎市住宅整備課主査 藤原徹（まちづくり局住宅整備課主査 藤原徹）

工都・川崎を象徴する産業遺産 「プラネタリーム」と 産業に込められた心や夢

日本冶金工業株式会社常任顧問

稻田 爽一

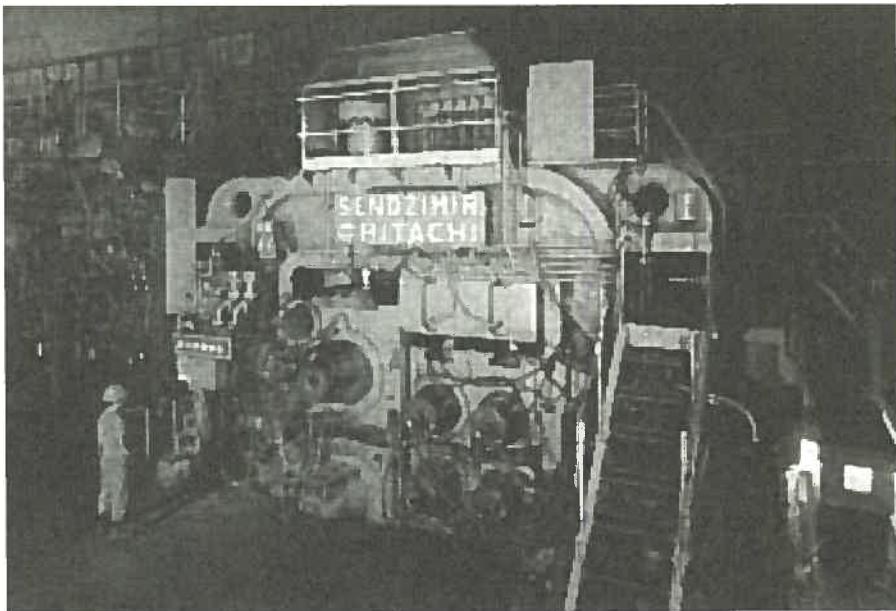


写真1 広延中のPLM全景

右側に110mの長い加熱炉がある。この炉から一方方向連続的に高温スラブが押し込まれる。PLMとしては前例の無い広幅ステンレス鋼熱帯を生産する世界最大の広延機。被広延スラブは、巾：1,300mm（後に1,600mmに拡大）厚：150mm（後に200mmに拡大）重：一本当り最大20トン

約四〇年前、ここに技術の粋を集めた珍しい熱間圧延ラインが建設された。スラブ連続铸造機と組み合わせたプラネタリーム（以下PLM）である（写真1）。

上下WRの組が挟みつけ、転がりながら次々と圧延していく。丁度蕎麦打ちの職人が蕎麦棒を転がすように前に押し進めて蕎麦の塊を薄く延ばして行くプロセスを高速・連続化したようなメカニズムでステンレスの塊を圧延して行く原理です。

日本冶金が川崎工場にこのミルの導入を決めたのは一九六二年三月であったが、當時の日本経済低迷とともに、世界一の規模を目差したこの圧延機の高度な設計要求の実現のため時間を要し、完成したのは一九六六年四月であった。まさに社運を賭けた建設でした。

PLMとしては前例の無い大型のもので

川崎市小島町の臨海部に日本冶金工業株の原料フェロニッケル生産から厚板、薄板、帶、磨き帶鋼やバイブなど最終製品を生産する日本冶金工業グループの基幹工場である。世界でも珍しい一貫製造所であり独特のプロセスで高付加価値合金を生産している。

京都府大江山にある工場での原料フェロニッケル生産から厚板、薄板、帶、磨き帶鋼やバイブなど最終製品を生産する日本冶金工業グループの基幹工場である。世界でも珍しい一貫製造所であり独特のプロセスで高付加価値合金を生産している。

あり、独特的設備・運転技術の創造的開発・改良が加えられたものであり、図1に示す断面を持つ圧延機である。図の右側にある長い加熱炉から約一、二五〇℃に加熱された連続铸造スラブが押し込まれ、たつた一回、一方方向バスの圧延で厚さ一五〇mmのスラブから三mmの薄板にまで圧延され仕上圧延機から熱延板が出てくる。図1の断面図の中央部に上下三四本ずつのワーカロール（WR）がある。これが巨大なバスクアップロール（BUR）に張り付くよう配置され、自転するBURの周囲を転がるように滑らかに公転しながら高速自転し、上下セットの間に押し込まれた高温スラブを二四組の

上下WRの組が挟みつけ、転がりながら次々と圧延していく。丁度蕎麦打ちの職人が蕎麦棒を転がすように前に押し進めて蕎麦の塊を薄く延ばして行くプロセスを高速・連続化したようなメカニズムでステンレスの塊を圧延して行く原理です。

圧延する時、普通の圧延機は全てWRが素材を前に引き込むように力が働くが、このPLMは逆に素材スラブを後ろに弾き飛ばすように力が働く。図2でお解りのようにWRの自転方向が普通の圧延機と逆回転だからです。スラブをその反発力に負けない力で押し込まないと圧延板は即座に切れてしまう。この正反対の特色からPLMには強力な押し込みロール（ファイードロール・FR）が必須となる。全圧延反発力に対抗してスラブを押し込むためのFRは図1に示されるようにPLMの前に2基セットされて同じ圧延機ハウジングの中に入っている。いま川崎市富士見公園の川崎図書館横の芝生に産業都市発展の歴史を紹介するモニュメントとして展示されています（写真2）。国道横の見やすい位置に展示されているため是非一度ご覧いただきたい。

ブを挟み込むように圧延して高品質のステンレスホットコイルに圧延する（図2）。唯一のバス圧延で三mm未満の優れた品質の熱延コイルを生産できるということは期待された大量生産を可能にした。そして、当時としては非常に高い生産性と共に、非常にコンパクトな熱延ラインとしてまとめ上げる事を可能にした。

独創的な熱間圧延機構を実現するため、この圧延機の駆動モーターから圧延ロールまでの多少複雑な動力伝達の仕組みを図示したものが（図3）である。上下二四組のWRが同時にうまくスラブを挟み込まないと細いWRが折損し大な事故となるため、これが同期するように工夫されたギヤー系列となっている。

庄延する時、普通の圧延機は全てWRが素材を前に引き込むように力が働くが、このPLMは逆に素材スラブを後ろに弾き飛ばすように力が働く。図2でお解りのようにWRの自転方向が普通の圧延機と逆回転だからです。スラブをその反発力に負けない力で押し込まないと圧延板は即座に切れてしまう。この正反対の特色からPLMには強力な押し込みロール（ファイードロール・FR）が必須となる。全圧延反発力に対抗してスラブを押し込むためのFRは図1に示されるようにPLMの前に2基セットされて同じ圧延機ハウジングの中に入っている。いま川崎市富士見公園の川崎図書館横の芝生に産業都市発展の歴史を紹介するモニュメントとして展示されています（写真2）。国道横の見やすい位置に展示されているため是非一度ご覧いただきたい。

PLMやFRの駆動機構全体を図3に示している。一見華やかで大きな音と振動を伴う、ダイナミックな圧延現場も裏側のこのような駆動系や地下の油圧系統、そして給電や制御系統などは表面には現れず、夫々高度な運転技術と設備保全技術が要求されるものです。「ダイナミック」の一言につきる霧開気の圧延中に對し、メンテナンス時期は管理職やスタッフが現場オペレーターと一緒にになって設備と操業法の改善に取り組んでおりました。

創造的挑戦の賜物であり、国内は勿論、世界中からの見学者を迎える驚きと賞賛の言葉を戴きました。多くの人は「何故多くのWRが遠心力で飛び出さないのか…?」「何故一五〇mmもあるステンレス鋼スラブがたつたのパスで三mm以下にまで圧延できるのか…?」といった驚きや、専門家達はダイナミックな圧延を支える精緻な制御機構や地下にある強大な油圧機構の設備保全技術の高さをよく議論しておりました。

一九六四年四月に操業開始し月間二、〇〇〇トンの圧延を可能にしたのが同年一〇月でした。操業開始時期の苦労が偲ばれる数字です。それが一九六七年には週三日の操業で当時の日本冶金工業のステンレス熱帶所用月間五、五〇〇トンを生産するまで上げたのは多くの日本冶金工業技術陣の

うになりました。それまでは連続铸造機で造ったスラブを遠く九州の大分まで運び、八幡製鐵所(現新日本製鐵)で熱延コイルに作業してもらい、そのコイルを再び川崎製造所に運び戻していた工程が、全てこのコスト、品質の全てに亘る管理が行き届き、高い競争力を確保できるようになりました。その後の日本冶金工業の躍進の原動力となりました。その後も安定操業技術の開発を約三〇年間この川崎の地でステンレス鋼を圧延し続けたPLMも種々の観点から寿命を迎え、一九九三年頃から更新の時期を迎えました。ステンレス鋼の美しい、そして耐久性の良い特性が世界的に認められ、国内外で生産に携わる企業も飛躍的に増えました。川崎市の地理的要件や、日本冶金工業の生産する合金鋼のポートフォリオを検討した結果、このPLMによる熱間圧延を一九九六年に終了させました。その

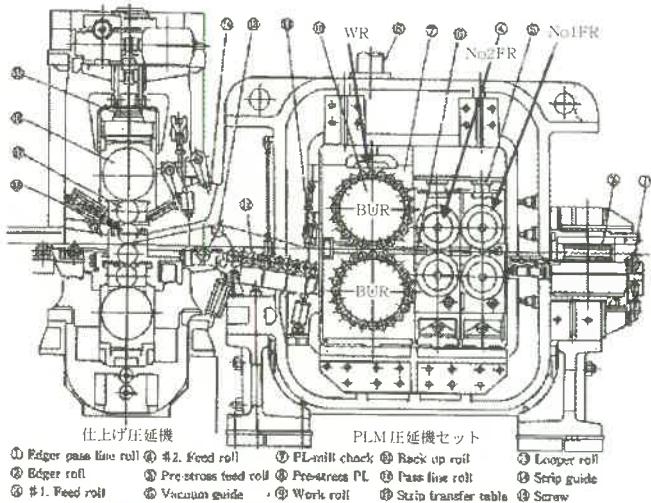


図1 PLM断面図 中央に上下24本のWRをBURに引きつけるように配置した独特的のロール配列が見える。左は6段の仕上圧延機

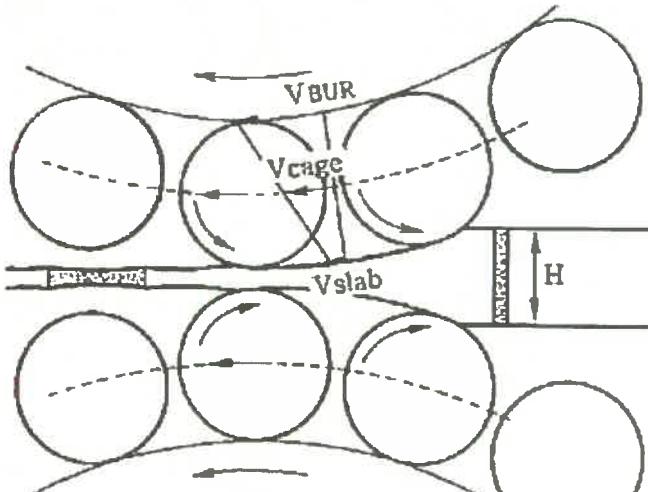


図2 PLMMのWRが素材スラブを圧延する様子
自転する直径約1,300mmのBURの周囲を直径190mmのWRが密着して公転しながら圧延する。上下24本ずつのWRはケージと呼ばれる装置でしっかりと確保され、ロールが遠心力で飛び出さないようにしている。このケージ回転に合わせて全WRが上下びたりと同期しながら公転していく。

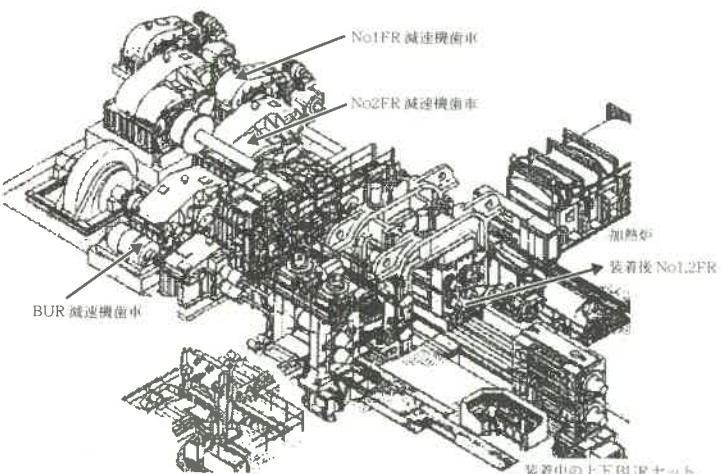


図3 PLM・FRの動力伝達機構

これにはPLM原型の設計者であるTadeusz Sendzimir博士(ボーランド出身)も感嘆し、九二歳のご高齢をおしてご

このように大型の実用的広幅PLMに育て上げたのは多くの日本冶金工業技術陣の

頃から日本冶金工業は世界的な生産量拡大の方向から離れて、より高機能、より高付加価値の合金鋼素材の生産に指向することを戦略決定しました。引き続く新型熱間圧延機はその戦略に合致し、さらに徹底的に環境に配慮して環境都市川崎市と共に存して行けることを前提に設計したものにリプレースしました。徹底した省エネ設計は日本冶金の生産コスト競争力でも次世代に必須の要件であり、都市との共存を図る大切な戦略的判断でした。その環境効果の一例を

図4に添えます。役目を終えた世界最大のPLMはその心臓部を川崎市に寄贈し、モニュメントとして展示していくことでもあります。役目を終えた世界最大のPLMはその心臓部を川崎市に寄贈し、モニュメントとして展示していくことで、工業都市、技術都市、環境都市の歴史記念碑の一つとして永く保存していただきます。

ここに芸術的とも言われたプラネタリー熱間圧延機の姿を残すことができ、我々日本

冶金工業の喜びであり、誇りでもあります。執筆者の私はこのミルの量産の確立途上の10数年を担当しましたが、設備設計、建設、設備管理、運転技術確立に開発の初期から永く携わり、PLMの発展と苦楽と共にした方々の当時の思いを頭に紹介させていただきました。四年前の試運転開始の後、初めてコイルが巻き取り機まで到達した時には技術陣、オペレーター、建設者が揃って拍手し、思はず感激の涙が湧いてきたそうです。

参考文献に紹介しました日本冶金工業報はPLMのリプレースを決めた一九九三年に、当時の関係者が社内外に発信した文獻を整理し、PLMの設備構成、珍しい圧延理論から安定操業に必要な操業管理までまとめたものです。何時か将来この圧延方法の良さが再度注目されて新しい形で産業

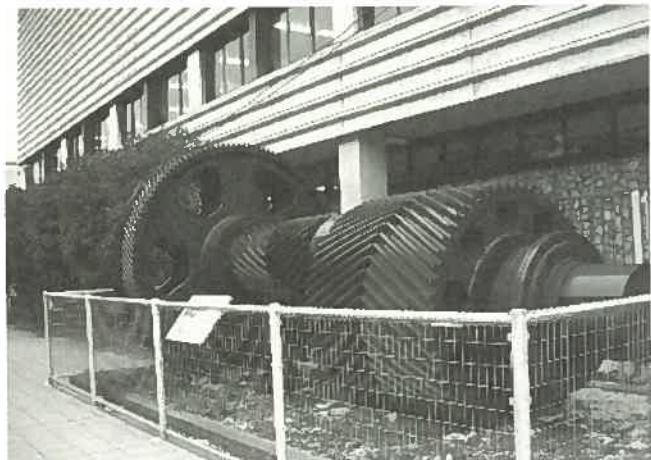


写真2 富士見公園の川崎図書館横に展示されている巨大歯車

図1、3のF.R.駆動用減速機の代表的歯車。右は直径約2m・重さ36トン。左は直径約3m・重さ28トン。鋼製の巨大な歯車でフィードロールを駆動し、スラブをPLMに押し込んで行く役割を担う。



写真3 圧延機後方テーブル上の熱帯

高温帶状の熱延製品が水冷されながら30m後方のコイラー（巻取り機）により巻き取られている様子。約1時間の高速加熱と唯1バスの高圧下圧延で表面のスケール発生が少なく艶のある優れた表面品質と微細な結晶粒による優れた機械的性質の熱帯製品が生まれる。写真の熱帯の表面に見られる艶は他の圧延機では創り出せない。

界に現れる時、多くの技術者が参考文献として役立つように配慮されています。また、世界に散在する文献も収録して再出発に備えています。

建設当時の川崎製造所長伊藤容之介氏から井上雄一、小野定雄、宇田勇之介氏らPLM建設から安定操業まで昼夜を問わず努力された歴代製造所長やその他関係者の技術開発の結晶としてその努力に感謝しながら紹介させて頂きました。

現在の日本冶金工業では、一九九六年再び社運を賭けた投資で、新型多機能熱間圧延機の建設と操業を開始しました。新戦略である高機能材料、高付加価値材料の合金の生産を拡大しております。皆さんお馴染みのテレビジョン、携帯電話やLNG搬送船のタンクや海洋構造物、化学プラントなどの高合金鋼の生産で世界一を目指してお

ります。当然環境と調和させながら、循環型社会を共に目指しながら特色ある企業に変身を加速しております。これらの高級合金の困難な熱間圧延が非常に円滑にできるのは先のPLMにおける厳しい開発の取り組みと、苦労を共にした現場技能と技術陣のチームワークによるものであると確信しております。現在の日本冶金工業は参考のホームページページをご覧いただけます。

● 参考文献
日本冶金工業株 ホームページ
<http://www.nyk.jp>

日本冶金技術報 一九九三年 No.2 P-1-19
野定雄 宇田勇之介 久保田鉄也 加瀬政夫
爽一 三浦良三 岡本芳雄 高橋博喜
稻田

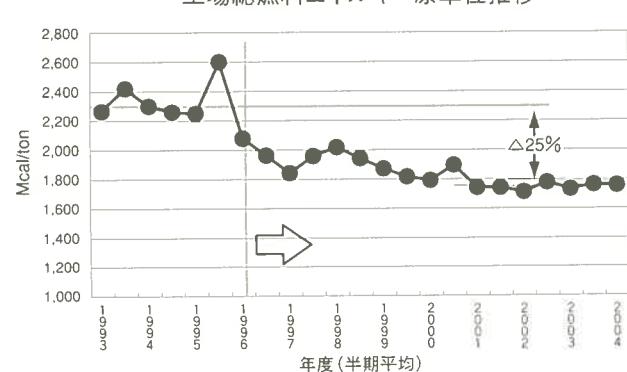


図4 1996年完了した新熱延ライン建設と関連する投資効果で約25%の燃料省エネルギーが全工場で達成された。これは全工場二酸化炭素排出量で約18%（対1990年）削減に相当し、京都議定書の当社における達成目標を充分にクリアしています。

川崎発 「元気な起業家が 街を変える」

川崎市中小企業サポートセンター派遣主査
〔財団法人川崎市産業振興財團
経済局〕

若松秀樹

תְּלִימָדָה בְּבֵית-הַמִּזְבֵּחַ

雇用喪失と合わせて
地域経済に大きな影

卷之三

・九人の雇用が生み出され

卷之三

雇用創出にもせんのこと 税収

20

川崎市中小企業サポートセンターでは

卷之二十一

制度などを説いており、川崎市内の起

今回其、最其、長緊二事莫要開一端从古

た人の女性起業家を紹介する

トモキ二店舗専用事務の付属店舗である。

地域で支え合う介護予防
あおぞら

最初に紹介するのは、中原区のイマイ商



手作りパーテーションの前に座る起業家の親川氏

元気な二ユーフエーフ
創 ばん葉

次に紹介するのは、武藏新城駅から徒歩五分、日光通商店街に二〇〇五年七月に開業した飲食店「創 ばん菜」である。ばん菜とは、京都で惣菜を指す言葉「おばんざい」から取っている。現在は、沖縄を意識

会社概要	所在地	店名	代表者
創業員	中原区木月伊勢町二三六四	あおぞら（有限会社）	親川とみ子
電話	八一七三三二一四四〇〇	青空	ルハイム一〇一号
業種	平成一五年三月（現在地での開業）	（介護サービス）	（ボランティア四人）
平成一七年九月）	（現在地での開業）	（ボランティア四人）	

ビス事業者「あおぞら」である。介護サード街に二〇〇五年九月に開業した介護サービスは、地域の課題を地域で解決しようとすると、いわゆるコミュニケーションビジネスの典型的であり、地域との関連性が極めて強い」とが特色である。起業家の親川とみ子氏は、現地への開業前に、二〇〇三年から派遣型の介護サービス事業を展開していた。しながら、ボランティアなど地域との交流の中で、顔の見える介護サービスを提供することの大切さを確信し、落ち着いた佇まいの商住混合型の商店街内への出店を決意した。

地域で支え合う介護予防を企業理念としており、同社の事業コンセプトには、次が掲げられている。「誰にも必ず訪れる”老

「 という信念から実行されている。介護サービス事業者は、比較的賃料の安い住宅地に出店することが多いが、この「あおぞら」は、人が集まることを、事業の必須要件と考え、商店街内に出店することとした。 親川氏は、「やりたいことがいっぱいある。商店街や地域の方々と相談しながら事業展開を考えていきたい。」と積極的か柔軟である。また、「商店街や地域から何かをしてもらうのではなく、自ら働きかかって、響き合つていただきたい。」と、すでに「ミニニティ」と一体となる覚悟である。介護ビジネスを中心にするながらも、幅広いビジネスとの交流を目指しており、地域コミュニティの活性化に対する好奇心も旺盛である。

した感じのメニュー、店舗装飾となつていて、起業家の佐藤利佐氏は、「あまり固定路線を作りたくない」という。顧客好みや、流行を意識しながら、店舗のスタイルにこだわり過ぎないで変化させていくといふと、その営業姿勢は柔軟である。夜には、焼酎五〇種類など多数の地酒を揃え、また、同店名物の大皿料理を並べるなど、開業直後からカウンターを含め二七席の店



「創 ばん菜」の店内の様子



美味しさがにじみ出るような手書き看板

内が満席になるほどの人気店となっている。

一〇月からは、ランチも始め、地元のサラリーマンやOL達にもアプローチを始める。

手書きのメニューや看板は、独特の味わいを醸し出しており、料理の美味しさがにじみ出るようを感じられる。佐藤氏のおらかな人柄に惹かれるように、老若男女、家族連れなど、客層は幅広い。情報発信にも意欲的で、社団法人神奈川県情報サービス産業協会のインターンシップ事業に採択され、学生の実習先として、ホームページ作成に取り組み、若者の感性を活かした面白いホームページを準備している。

食材の仕入れについては、できるだけ近くの店から仕入れるよう心がけており、地元商店街とのWIN-WINが成り立っている。新城エリアの一大イベントである「にぎどん」にも、自ら積極的に参画し、地域を盛り上げる活動に、早くも一役買つていい。最近、同店の周辺には集客力が期待されるお洒落なレストランやバーがオープンし、元気なニューフェース達が新城エリアを変えるかも、と近隣の商店街関係者から大きな期待が集まっている。

会社概要

店名 創ばん菜
所在地 中原区新城一一〇一一四 ツルタダイビル

代表者 佐藤利佐
業種 飲食業(沖縄料理ほか)
電話 ○四四一七九八一〇二〇六

従業員 三人
創業 平成一七年七月

夢は大きく カラフルネイルズ

三店目に紹介するのは、向ヶ丘遊園駅近く、民家園通り商店会に、二〇〇四年八月

に開業したネイルサロン「カラフルネイルズ」である。かねてからネイルサロンの経営を夢見ていた関山紀子氏は、ネイルアート技術者としての勉強を続けつつ、漠然と起業にあこがれていた。

起業の直接のきっかけとなつたのは、登戸駅から徒歩一分に位置する「のぼりとチャレンジショップ」への出店であった。一年間、狭い店内で、ほとんど休みなく働くハードワークであつたが、地道な努力の甲斐あつて、徐々に地元の奥様を中心として固定客の信頼を勝ち取つていった。チャレンジショップ卒業と同時に、チャレンジショップ時代に獲得した固定客を維持する形で、現在地に店舗を借りて念願の本格出店を果たし、順調なスタートを切ることができた。

この間も、技術者としての勉強を怠らず、さらに経営改善を追求するために、商工会議所の助言を受けるほか、ホームページについての指導助言や、店舗レイアウトについてのコンサルティングを受けるなど、積極的に情報収集と経営改善に努めている。最近では、道路面から目立ちにくい立地をカバーするための写真掲出や、ホームページ構成を大きく見直し、ブログを開設するなど、地元への認知を深める工夫を行い、着実に新規顧客の獲得につながっている。

二〇〇五年七月の地元商店街イベント「夏まつり」においても大活躍で、関山氏の出店は、地元商店会の先輩に大変喜ばれ



カラフルネイルズの店頭の様子



カラフルネイルズの手作りホームページ

代表者 関山紀子
業種 サービス業(ネイルサロン)
電話 ○四四一九二二二三二七二
URL <http://www.015.udp.so-net.ne.jp/colorfulnails/>

従業員 二人
創業 平成一六年八月

元気な起業家は、地域社会に活性を与える。しかしながら、近年、起業志向は大幅に低下しており、転職希望者に占める「自分で事業をしたい人」の比率は、「一九七九年には二〇歳台で二三・一%であった比率が、直近の調査では五・四%となつていて(二〇〇五中小企業白書)。

川崎市中小企業サポートセンターのスタッフは、川崎市内で、より多くの人が、起業によるHAPPYを得得されることを念願し、活動を続けている。

〈川崎市中小企業サポートセンター〉
市内中小企業の経営課題を解決すべく、専門家派遣、窓口相談など、多様な施策を駆使しながら企業経営をサポートしています。経営改革を目指す事業者の方や、起業を目指す方は、どうぞ気軽にご相談ください。

〒222-100-13

川崎市幸区堀川町六六番地二〇
川崎市産業振興会館 七階

電話 ○四四一五四八一四一四
FAX ○四四一五四八一四一四六
e-mail center@kawasaki-net.ne.jp
URL <http://www.kawasaki-net.ne.jp>

川崎市政日誌

(2005年1月～6月)

一月六日

川崎市市民オンブズマン（兼子仁代表市
民オンブズマン）と人権オンブズバーソ
ン（目澤富子代表人権オンブズバーソ
ン）が市教委に対し、子どもの人権侵害
となる学校での体罰やいじめの根絶を求
める、初の共同意見表明を行った。

一月一一日

市の「かわさき教育プラン」策定委員会
(新井郁男委員長)は、市の教育行政の
基本方針となるプラン案を市教委に答申。
二学期制や小中一貫教育・中高一貫教育
の検討などを提言。

一月一四日

多摩区役所区民課が、市民サービスの国
際規格「ISO9001・2000年版」
の登録証を審査機関の「品質マネジメン
トシステム評価センター」から授与され
た。ISO取得は高津区役所保健年金課
に統いて二例目。

一月二四日

国連環境計画(UNEP)との連携を深
めながら、川崎臨海部の優れた環境技術
を広くPRしてビジネスチャンス拡大に
つなげる市主催の「第一回アジア・太平
洋エコビジネスフォーラム」が開催。二
四日から二六日までの三日間の日程。

一月二六日

市は、中國大連市内の「大連経済技術開
発区」と環境に配慮した産業活動で連携
するとした意向書を締結。

一月二八日

市は、二〇〇五年度から展開される新総
合計画の「実行計画」と計画の中で優先
的に取り組む事業を選び出した「重点戦
略プラン」の素案を公表。重点戦略プラ
ンは、市民の関心度など課題の重要性、
手法・発想の戦略性、取組の重点性の視
点から選定され、環境科学総合研究所の
整備、多摩川にかかる全体計画の策定や
総合コンタクトセンターの整備などが盛
られている。

一月二九日

東扇島地区で、基幹的広域防災拠点の機
能を兼ね備えた海浜公園「東扇島東緑地
公園」の着工式が行われた。砂浜や入り
江を整備し、普段は市民の憩いの場に、
災害時には、海と空から物資を運んで保
管できるヘリポートや搬入路の機能を持
つ。

二月一日

市は、利用者の低迷が続いている市民ミ
ュージアムの改革を早急に推進するため
に一日付で副館長職を新設し、梅原和仁
青少年科学館長を起用。

二月九日

市は、利用者の低迷が続いている市民ミ
ュージアムの改革を早急に推進するため
に一日付で副館長職を新設し、梅原和仁
青少年科学館長を起用。

二月一〇日

市は、高津区役所保健年金課

二月一一日

市は、高津区役所保健年金課

二月一二日

市は、高津区役所保健年金課

二月一三日

市は、高津区役所保健年金課

二月一四日

市は、高津区役所保健年金課

二月一五日

市は、高津区役所保健年金課

二月一六日

市は、高津区役所保健年金課

二月一七日

市は、着工を延期している川崎縦貫高速
鉄道(市営地下鉄)事業について、新百
合ヶ丘と元住吉を結ぶ現行計画を中止、
ルートを一部変更し新百合ヶ丘と武藏小
杉を結ぶ計画見直し案を発表。二〇〇九
年度末に着工、二〇一七年度末の開業を
目標とする。今後、市の事業評価検討委員会
に諮問し、事業許可再取得に向けて国と
協議する。

二月一八日

市は、着工を延期している川崎縦貫高速
鉄道(市営地下鉄)事業について、新百
合ヶ丘と元住吉を結ぶ現行計画を中止、
ルートを一部変更し新百合ヶ丘と武藏小
杉を結ぶ計画見直し案を発表。二〇〇九
年度末に着工、二〇一七年度末の開業を
目標とする。今後、市の事業評価検討委員会
に諮問し、事業許可再取得に向けて国と
協議する。

二月一九日

市は、着工を延期している川崎縦貫高速
鉄道(市営地下鉄)事業について、新百
合ヶ丘と元住吉を結ぶ現行計画を中止、
ルートを一部変更し新百合ヶ丘と武藏小
杉を結ぶ計画見直し案を発表。二〇〇九
年度末に着工、二〇一七年度末の開業を
目標とする。今後、市の事業評価検討委員会
に諮問し、事業許可再取得に向けて国と
協議する。

二月二〇日

市は、着工を延期している川崎縦貫高速
鉄道(市営地下鉄)事業について、新百
合ヶ丘と元住吉を結ぶ現行計画を中止、
ルートを一部変更し新百合ヶ丘と武藏小
杉を結ぶ計画見直し案を発表。二〇〇九
年度末に着工、二〇一七年度末の開業を
目標とする。今後、市の事業評価検討委員会
に諮問し、事業許可再取得に向けて国と
協議する。

二月二一日

市は、着工を延期している川崎縦貫高速
鉄道(市営地下鉄)事業について、新百
合ヶ丘と元住吉を結ぶ現行計画を中止、
ルートを一部変更し新百合ヶ丘と武藏小
杉を結ぶ計画見直し案を発表。二〇〇九
年度末に着工、二〇一七年度末の開業を
目標とする。今後、市の事業評価検討委員会
に諮問し、事業許可再取得に向けて国と
協議する。

二月二二日

市は、着工を延期している川崎縦貫高速
鉄道(市営地下鉄)事業について、新百
合ヶ丘と元住吉を結ぶ現行計画を中止、
ルートを一部変更し新百合ヶ丘と武藏小
杉を結ぶ計画見直し案を発表。二〇〇九
年度末に着工、二〇一七年度末の開業を
目標とする。今後、市の事業評価検討委員会
に諮問し、事業許可再取得に向けて国と
協議する。

二月二三日

市は、着工を延期している川崎縦貫高速
鉄道(市営地下鉄)事業について、新百
合ヶ丘と元住吉を結ぶ現行計画を中止、
ルートを一部変更し新百合ヶ丘と武藏小
杉を結ぶ計画見直し案を発表。二〇〇九
年度末に着工、二〇一七年度末の開業を
目標とする。今後、市の事業評価検討委員会
に諮問し、事業許可再取得に向けて国と
協議する。

二月二四日

市は、着工を延期している川崎縦貫高速
鉄道(市営地下鉄)事業について、新百
合ヶ丘と元住吉を結ぶ現行計画を中止、
ルートを一部変更し新百合ヶ丘と武藏小
杉を結ぶ計画見直し案を発表。二〇〇九
年度末に着工、二〇一七年度末の開業を
目標とする。今後、市の事業評価検討委員会
に諮問し、事業許可再取得に向けて国と
協議する。

二月二五日

市は、着工を延期している川崎縦貫高速
鉄道(市営地下鉄)事業について、新百
合ヶ丘と元住吉を結ぶ現行計画を中止、
ルートを一部変更し新百合ヶ丘と武藏小
杉を結ぶ計画見直し案を発表。二〇〇九
年度末に着工、二〇一七年度末の開業を
目標とする。今後、市の事業評価検討委員会
に諮問し、事業許可再取得に向けて国と
協議する。

二月二六日

市は、着工を延期している川崎縦貫高速
鉄道(市営地下鉄)事業について、新百
合ヶ丘と元住吉を結ぶ現行計画を中止、
ルートを一部変更し新百合ヶ丘と武藏小
杉を結ぶ計画見直し案を発表。二〇〇九
年度末に着工、二〇一七年度末の開業を
目標とする。今後、市の事業評価検討委員会
に諮問し、事業許可再取得に向けて国と
協議する。

二月二七日

市は、着工を延期している川崎縦貫高速
鉄道(市営地下鉄)事業について、新百
合ヶ丘と元住吉を結ぶ現行計画を中止、
ルートを一部変更し新百合ヶ丘と武藏小
杉を結ぶ計画見直し案を発表。二〇〇九
年度末に着工、二〇一七年度末の開業を
目標とする。今後、市の事業評価検討委員会
に諮問し、事業許可再取得に向けて国と
協議する。

二月二八日

市は、着工を延期している川崎縦貫高速
鉄道(市営地下鉄)事業について、新百
合ヶ丘と元住吉を結ぶ現行計画を中止、
ルートを一部変更し新百合ヶ丘と武藏小
杉を結ぶ計画見直し案を発表。二〇〇九
年度末に着工、二〇一七年度末の開業を
目標とする。今後、市の事業評価検討委員会
に諮問し、事業許可再取得に向けて国と
協議する。

二月二九日

市は、着工を延期している川崎縦貫高速
鉄道(市営地下鉄)事業について、新百
合ヶ丘と元住吉を結ぶ現行計画を中止、
ルートを一部変更し新百合ヶ丘と武藏小
杉を結ぶ計画見直し案を発表。二〇〇九
年度末に着工、二〇一七年度末の開業を
目標とする。今後、市の事業評価検討委員会
に諮問し、事業許可再取得に向けて国と
協議する。

二月二〇日

市は、着工を延期している川崎縦貫高速
鉄道(市営地下鉄)事業について、新百
合ヶ丘と元住吉を結ぶ現行計画を中止、
ルートを一部変更し新百合ヶ丘と武藏小
杉を結ぶ計画見直し案を発表。二〇〇九
年度末に着工、二〇一七年度末の開業を
目標とする。今後、市の事業評価検討委員会
に諮問し、事業許可再取得に向けて国と
協議する。

二月二一日

市は、着工を延期している川崎縦貫高速
鉄道(市営地下鉄)事業について、新百
合ヶ丘と元住吉を結ぶ現行計画を中止、
ルートを一部変更し新百合ヶ丘と武藏小
杉を結ぶ計画見直し案を発表。二〇〇九
年度末に着工、二〇一七年度末の開業を
目標とする。今後、市の事業評価検討委員会
に諮問し、事業許可再取得に向けて国と
協議する。

二月二二日

市は、着工を延期している川崎縦貫高速
鉄道(市営地下鉄)事業について、新百
合ヶ丘と元住吉を結ぶ現行計画を中止、
ルートを一部変更し新百合ヶ丘と武藏小
杉を結ぶ計画見直し案を発表。二〇〇九
年度末に着工、二〇一七年度末の開業を
目標とする。今後、市の事業評価検討委員会
に諮問し、事業許可再取得に向けて国と
協議する。

二月二三日

市は、着工を延期している川崎縦貫高速
鉄道(市営地下鉄)事業について、新百
合ヶ丘と元住吉を結ぶ現行計画を中止、
ルートを一部変更し新百合ヶ丘と武藏小
杉を結ぶ計画見直し案を発表。二〇〇九
年度末に着工、二〇一七年度末の開業を
目標とする。今後、市の事業評価検討委員会
に諮問し、事業許可再取得に向けて国と
協議する。

二月二四日

市は、着工を延期している川崎縦貫高速
鉄道(市営地下鉄)事業について、新百
合ヶ丘と元住吉を結ぶ現行計画を中止、
ルートを一部変更し新百合ヶ丘と武藏小
杉を結ぶ計画見直し案を発表。二〇〇九
年度末に着工、二〇一七年度末の開業を
目標とする。今後、市の事業評価検討委員会
に諮問し、事業許可再取得に向けて国と
協議する。

二月二五日

市は、着工を延期している川崎縦貫高速
鉄道(市営地下鉄)事業について、新百
合ヶ丘と元住吉を結ぶ現行計画を中止、
ルートを一部変更し新百合ヶ丘と武藏小
杉を結ぶ計画見直し案を発表。二〇〇九
年度末に着工、二〇一七年度末の開業を
目標とする。今後、市の事業評価検討委員会
に諮問し、事業許可再取得に向けて国と
協議する。

を目指す行財政改革プランと、新総合計
画の重点戦略プランをベースにしたメリ
ハリのある配分になつてゐる。

三月二四日

日本、韓国、中国などのミュージシャン
が多彩に共演する「音楽のまち・かわさ
き アジア交流音樂祭 ASIAN HEALING 二〇〇五」がミューザ川崎
シンフォニーホールをメイン会場に二六、
二七日の両日開催された。JR川崎駅周
辺の三会場では、国内外の二七組のアーテ
ィストによる交流ステージが同時開催
され文化交流を深めた。

市は、日本都市センター会館(東京都千
代田区)で、市債について機関投資家や
金融機関などを対象にした説明会を開催。
説明会では、市長自ら積極的な投資を呼
びかけるPR役を務めた。

三月二六日

日本、韓国、中国などのミュージシャン
が多彩に共演する「音楽のまち・かわさ
き アジア交流音樂祭 ASIAN HEALING 二〇〇五」がミューザ川崎
シンフォニーホールをメイン会場に二六、
二七日の両日開催された。JR川崎駅周
辺の三会場では、国内外の二七組のアーテ
ィストによる交流ステージが同時開催
され文化交流を深めた。

三月二七日

市は、日本都市センター会館(東京都千
代田区)で、市債について機関投資家や
金融機関などを対象にした説明会を開催。
説明会では、市長自ら積極的な投資を呼
びかけるPR役を務めた。

三月二八日

日本、韓国、中国などのミュージシャン
が多彩に共演する「音楽のまち・かわさ
き アジア交流音樂祭 ASIAN HEALING 二〇〇五」がミューザ川崎
シンフォニーホールをメイン会場に二六、
二七日の両日開催された。JR川崎駅周
辺の三会場では、国内外の二七組のアーテ
ィストによる交流ステージが同時開催
され文化交流を深めた。

三月二九日

日本、韓国、中国などのミュージシャン
が多彩に共演する「音楽のまち・かわさ
き アジア交流音樂祭 ASIAN HEALING 二〇〇五」がミューザ川崎
シンフォニーホールをメイン会場に二六、
二七日の両日開催された。JR川崎駅周
辺の三会場では、国内外の二七組のアーテ
ィストによる交流ステージが同時開催
され文化交流を深めた。

三月二〇日

日本、韓国、中国などのミュージシャン
が多彩に共演する「音楽のまち・かわさ
き アジア交流音樂祭 ASIAN HEALING 二〇〇五」がミューザ川崎
シンフォニーホールをメイン会場に二六、
二七日の両日開催された。JR川崎駅周
辺の三会場では、国内外の二七組のアーテ
ィストによる交流ステージが同時開催
され文化交流を深めた。

三月二一日

日本、韓国、中国などのミュージシャン
が多彩に共演する「音楽のまち・かわさ
き アジア交流音樂祭 ASIAN HEALING 二〇〇五」がミューザ川崎
シンフォニーホールをメイン会場に二六、
二七日の両日開催された。JR川崎駅周
辺の三会場では、国内外の二七組のアーテ
ィストによる交流ステージが同時開催
され文化交流を深めた。

三月二二日

日本、韓国、中国などのミュージシャン
が多彩に共演する「音楽のまち・かわさ
き アジア交流音樂祭 ASIAN HEALING 二〇〇五」がミューザ川崎
シンフォニーホールをメイン会場に二六、
二七日の両日開催された。JR川崎駅周
辺の三会場では、国内外の二七組のアーテ
ィストによる交流ステージが同時開催
され文化交流を深めた。

三月二三日

日本、韓国、中国などのミュージシャン
が多彩に共演する「音楽のまち・かわさ
き アジア交流音樂祭 ASIAN HEALING 二〇〇五」がミューザ川崎
シンフォニーホールをメイン会場に二六、
二七日の両日開催された。JR川崎駅周
辺の三会場では、国内外の二七組のアーテ
ィストによる交流ステージが同時開催
され文化交流を深めた。

三月二四日

日本、韓国、中国などのミュージシャン
が多彩に共演する「音楽のまち・かわさ
き アジア交流音樂祭 ASIAN HEALING 二〇〇五」がミューザ川崎
シンフォニーホールをメイン会場に二六、
二七日の両日開催された。JR川崎駅周
辺の三会場では、国内外の二七組のアーテ
ィストによる交流ステージが同時開催
され文化交流を深めた。

三月二五日

日本、韓国、中国などのミュージシャン
が多彩に共演する「音楽のまち・かわさ
き アジア交流音樂祭 ASIAN HEALING 二〇〇五」がミューザ川崎
シンフォニーホールをメイン会場に二六、
二七日の両日開催された。JR川崎駅周
辺の三会場では、国内外の二七組のアーテ
ィストによる交流ステージが同時開催
され文化交流を深めた。

三月二六日

日本、韓国、中国などのミュージシャン
が多彩に共演する「音楽のまち・かわさ
き アジア交流音樂祭 ASIAN HEALING 二〇〇五」がミューザ川崎
シンフォニーホールをメイン会場に二六、
二七日の両日開催された。JR川崎駅周
辺の三会場では、国内外の二七組のアーテ
ィストによる交流ステージが同時開催
され文化交流を深めた。

三月二七日

日本、韓国、中国などのミュージシャン
が多彩に共演する「音楽のまち・かわさ
き アジア交流音樂祭 ASIAN HEALING 二〇〇五」がミューザ川崎
シンフォニーホールをメイン会場に二六、
二七日の両日開催された。JR川崎駅周
辺の三会場では、国内外の二七組のアーテ
ィストによる交流ステージが同時開催
され文化交流を深めた。

三月二八日

日本、韓国、中国などのミュージシャン
が多彩に共演する「音楽のまち・かわさ
き アジア交流音樂祭 ASIAN HEALING 二〇〇五」がミューザ川崎
シンフォニーホールをメイン会場に二六、
二七日の両日開催された。JR川崎駅周
辺の三会場では、国内外の二七組のアーテ
ィストによる交流ステージが同時開催
され文化交流を深めた。

三月二九日

日本、韓国、中国などのミュージシャン
が多彩に共演する「音楽のまち・かわさ
き アジア交流音樂祭 ASIAN HEALING 二〇〇五」がミューザ川崎
シンフォニーホールをメイン会場に二六、
二七日の両日開催された。JR川崎駅周
辺の三会場では、国内外の二七組のアーテ
ィストによる交流ステージが同時開催
され文化交流を深めた。

三月二〇日

日本、韓国、中国などのミュージシャン
が多彩に共演する「音楽のまち・かわさ
き アジア交流音樂祭 ASIAN HEALING 二〇〇五」がミューザ川崎
シンフォニーホールをメイン会場に二六、
二七日の両日開催された。JR川崎駅周
辺の三会場では、国内外の二七組のアーテ
ィストによる交流ステージが同時開催
され文化交流を深めた。

三月二一日

日本、韓国、中国などのミュージシャン
が多彩に共演する「音楽のまち・かわさ
き アジア交流音樂祭 ASIAN HEALING 二〇〇五」がミューザ川崎
シンフォニーホールをメイン会場に二六、
二七日の両日開催された。JR川崎駅周
辺の三会場では、国内外の二七組のアーテ
ィストによる交流ステージが同時開催
され文化交流を深めた。

三月二二日

日本、韓国、中国などのミュージシャン
が多彩に共演する「音楽のまち・かわさ
き アジア交流音樂祭 ASIAN HEALING 二〇〇五」がミューザ川崎
シンフォニーホールをメイン会場に二六、
二七日の両日開催された。JR川崎駅周
辺の三会場では、国内外の二七組のアーテ
ィストによる交流ステージが同時開催
され文化交流を深めた。

三月二三日

日本、韓国、中国などのミュージシャン
が多彩に共演する「音楽のまち・かわさ
き アジア交流音樂祭 ASIAN HEALING 二〇〇五」がミューザ川崎
シンフォニーホールをメイン会場に二六、
二七日の両日開催された。JR川崎駅周
辺の三会場では、国内外の二七組のアーテ
ィストによる交流ステージが同時開催
され文化交流を深めた。

三月二四日

日本、韓国、中国などのミュージシャン
が多彩に共演する「音楽のまち・かわさ
き アジア交流音樂祭 ASIAN HEALING 二〇〇五」がミューザ川崎
シンフォニーホールをメイン会場に二六、
二七日の両日開催された。JR川崎駅周
辺の三会場では、国内外の二七組のアーテ
ィストによる交流ステージが同時開催
され文化交流を深めた。

三月二五日

日本、韓国、中国などのミュージシャン
が多彩に共演する「音楽のまち・かわさ
き アジア交流音樂祭 ASIAN HEALING 二〇〇五」がミューザ川崎
シンフォニーホールをメイン会場に二六、
二七日の両日開催された。JR川崎駅周
辺の三会場では、国内外の二七組のアーテ
ィストによる交流ステージが同時開催
され文化交流を深めた。

三月二六日

日本、韓国、中国などのミュージシャン
が多彩に共演する「音楽のまち・かわさ
き アジア交流音樂祭 ASIAN HEALING 二〇〇五」がミューザ川崎
シンフォニーホールをメイン会場に二六、
二七日の両日開催された。JR川崎駅周
辺の三会場では、国内外の二七組のアーテ
ィストによる交流ステージが同時開催
され文化交流を深めた。

線の武藏小杉駅を二〇〇九年度中に開業することで基本合意した。首都圏における川崎の利便性と存在感を高め、再開発や市営地下鉄の乗り入れなどとの相乗効果を期待している。一日の駅利用者は約七万人を想定しており、総事業費の約二〇〇億円の大半を市が負担する。

四月五日

市内の全一四校の市立小学校で入学式が行われ、今年度の新一年生約一二、〇〇人全員に防犯ブザーが配布された。

四月一四日

「川崎ものづくりブランド推進協議会」（会長・長澤明彦川崎商議所会頭）は、初の「川崎ものづくりブランド」製品として省エネ型の駐輪ゲート装置など六製品を認定したと発表。市内中小企業による優れた工業製品を認定、川崎独自のブランド製品として全国発信を目指す。

四月一五日

日本アメリカンフットボール協会は、二〇〇七年国際アメリカンフットボール連盟（I F A F）の第三回ワールドカップ（W杯）を川崎市で開催することを発表。七月にかけて等々力陸上競技場と川崎球場を会場に実施する予定。市は、「アジア企業家村構想」の推進に向けて中国の経済や社会に精通している民間識者、日中経済協会特別嘱託の安田亮昭氏とみずほ総合研究所理事の桑田良望氏を経済局参与に起用。

五月九日

市は、米国ワシントンD Cで二二日から開かれる浮世絵展へ、本市の文化観光をPRするため、市民文化大使で写真家の

市高津消防署新庁舎が完成し、落成式が行われる。

五月一〇日

市民ミュージアムが第九回「手塚治虫文化賞」（朝日新聞社主催）マンガ文化の発展に貢献した個人・団体に贈る特別賞を受賞。マンガ作品や資料の収集、企画

市は、観光都市としての魅力を国内外に発信するため、PR用の短編ドラマ「カワサキの休日」と観光ボスターを制作。

ドラマは英語、中国語、ハングルの字幕版がある。

四月二五日

市は、高齢者、障害者、児童虐待やひきこもりなど多様化・増大化する地域の福祉ニーズへ取組む仕組みとして「川崎市地域福祉計画」を策定。中原会館の結婚式場を廃止し、二〇〇六年九月から施設

内に地域福祉の拠点として総合福祉センター（仮称）を設置する方針を明らかにする。

四月二八日

市は、麻生区万福寺土地区画整理事業地内に建設する「アートセンター」（仮称）の基本計画素案をまとめ、市民説明会を実施。芸術のまちづくりを進める麻生区の文化・芸術活動の拠点として二〇〇七年四月開設を目指す。

「川崎市情報化戦略会議」（高村茂委員長）は、情報化を活用し自然や文化・ス

ポーツ資源をアピールすることなど二三項目の施策の方向性を提言する報告書を提出。市は報告書を基に〇五年度内に情報化基本計画を策定する。

市は、幅広い分野で産学官が連携する科学技術振興による地域活性化を目指し「川崎市科学技術振興指針」を策定。

三輪晃久氏を派遣することを決めた。

五月一四日

市は、学校図書館の有効利用を図るために、市立一五小中学校の図書館を土曜・日曜や夏休み期間などに市民に開放する事業を開始。管理業務はN P Oに委託する。

市は、地球温暖化対策として、二〇〇五年から一〇年計画で「市民による一〇万本植樹」事業を開催する。

八都県市首脳会議（首都圏サミット）が都内で開かれ、川崎市長が提案した参加八自治体共同で市場公募地方債を発行しており、虐待当事者は実母が二九三件（六五・四%）で最多。

五月一一日

市は、かわさきチャレンジ・3R（川崎市一般廃棄物処理基本計画）を発表。二〇一五年度までに一人当たりの一日のごみ排出量を一八〇グラム減量、ごみの資源化率の一九%から三五%へ引き上げ、ごみ焼却量の二三万トン削減を目標として明示。行動計画として、市民の意識を高めるためごみ減量学習プランの推進、「ごみ減量推進市民会議」の設置、ミックスペーパーの分別収集などを具体的な年四月開設を目指す。

五月一二日

市は、かわさきチャレンジ・3R（川崎市一般廃棄物処理基本計画）を発表。二〇一五年度までに一人当たりの一日のごみ排出量を一八〇グラム減量、ごみの資源化率の一九%から三五%へ引き上げ、ごみ焼却量の二三万トン削減を目標として明示。行動計画として、市民の意識を高めるためごみ減量学習プランの推進、「ごみ減量推進市民会議」の設置、ミックスペーパーの分別収集などを具体的な年四月開設を目指す。

五月一九日

市は、国と八都県市は、首都直下型地震を想定し、初動一二時間で十分な対応ができるか検証するため、合同で図上訓練を実施。市も災害対策本部を設置し、職員約一二〇人が参加した。市は、「川崎市新エネルギー・リギービジョン（改訂版）」原案を策定。新エネルギーの普及を進めるため市民、事業者、行政で構成する（仮称）新エネルギー・リギー推進協議会の設置など六つの重点プロジェクトを設定している。

五月二四日

市は、有利で安定的な調達を実施するための起債運営や中長期の市債管理の課題を検討するため、金融専門家らで構成する川崎市債に関する調査研究会（座長・稻生信男東洋大学助教授）を発足。〇五年一二月に具体的な対応方策について最終報告をまとめる予定。首都圏ボンドについても専門家の視点から検証する。

市長は、立命館大学の特別連続講義「自治体外交の挑戦」（市町村長・わがまちの国際戦略を語る）（立命館大学、読売新聞社主催）に登壇。環境技術など、川崎の強みを發揮し、国際貢献をしたいと世界に向けた自治体経営戦略を語った。

五月二五日

市住民投票制度検討委員会（委員長・寄本勝美早稲田大学教授）は、〇四年度の中間報告に八つの論点を加え、利点や課

題を整理した最終報告書を公表。市は、

学識者に公募市民を加えた委員会を新たに設置して〇六年度中の条例化を目指す。

市は、〇五年三月末で閉鎖した東伊豆市

民保養所「あかがわ荘」を一般競争入札で売却すると発表。入札は七月一日。

五月二六日

大型水害に備えた市総合水防訓練を中原区多摩川河川敷で実施。警察署、消防局、区役所職員などに加え、地元住民の自主防災組織や消防団など約二三〇人が参加、多摩川の堤防決壊対策や水難救助などで連携を深め防災体制を再確認した。

市第三セクター「かわさきファーズ」(青木茂社長)が〇四年度決算を発表。当期利益は一億四、八〇〇万円で二年連続の黒字。開業一〇年目(〇七年)で黒字転換という計画を上回り、計画を達成している。

五月二八日

市は、二〇〇六年二月に開院予定の市立多摩病院に、燃料電池とコーチエネルギー・システムを導入、環境負荷を軽減し、エネルギー効率を従来型施設の八〇一八五%に向上させコスト低減を目指す。

五月二九日

二〇〇五年から川崎市が「全国高校对抗ボウリング選手権」開催地になることが決定。併せて小中高校生が目標とする全国大会の育成を目指す国、「スポーツ拠点づくり推進事業」の初年度(〇五年度)

の全国三四大会の一つに選定され、毎年五〇〇万円を上限に開催費用が一〇年間助成される。

五月三〇日

市は、市民サービスの向上とコスト削減のため、二〇〇六年四月から管理運営を外郭団体などに委託している約一七〇の

市施設のうち約一四〇施設で指定管理者制度を導入、〇五年七月から委託先を公募することを発表。

六月一日

市交通局は、市バス事業の経営健全化計画の骨子案を発表。二〇〇九年度までの五年間を集中改革期間と位置づけ、最終年度までに赤字補填的な補助金に依存しない単年度収支の均衡と自立した経営の確立を目指す。骨子案では一部路線の民間移譲、四営業所のうちの二か所の民間委託や職員給与の見直しなどを明記している。

六月二日

市は、麻生区に二〇〇八年度四月開校予定の小中一貫校の建設・運営にPFI方式を導入すると発表。プロジェクト推進形態として、受託した特別目的会社が建設後施設の所有権を移転したうえで引き続き開校から五年間施設の維持管理を行なうBTO方式を採用。市内初の小中合

築の特性を生かすカリキュラムも検討中。

六月七日

市は、麻生区に二〇〇八年度四月開校予定の小中一貫校の建設・運営にPFI方式を導入すると発表。プロジェクト推進形態として、受託した特別目的会社が建設後施設の所有権を移転したうえで引き続き開校から五年間施設の維持管理を行なうBTO方式を採用。市内初の小中合築の特性を生かすカリキュラムも検討中。

六月一六日

市は、特色ある学校づくりに向けて意欲ある教頭を校長に起用するため、二〇〇六年四月開校予定の市立土橋小学校校長を、市立小教頭を対象に公募する方針を明らかにした。

六月一七日

市は、特色ある学校づくりに向けて意欲ある教頭を校長に起用するため、二〇〇六年四月開校予定の市立土橋小学校校長を、市立小教頭を対象に公募する方針を明らかにした。

六月二三日

市は、斜面地の大規模地下室マンション開発を抑制するため、地下室の容積緩和を制限する建築基準条例の改正素案を公表。容積率の緩和対象を地下室の最下階に限定し、斜面地の大規模マンションの規模を抑える。市民意見を募集し検討したうえで改定案を議会に提出、二〇〇六年一月に施行予定。

六月八日

市は、仕事と家庭生活の両立を支援し、

男性職員の育児参加を促すため、妻の産前八週間と産後八週間、夫の男性職員が誕生する子どもや就学前の子どもの養育

のため五日間の範囲で一日または半日単位の有給休暇を取得できる特別休暇制度を七月一日から導入すると発表。

市は、市民サービスの向上とコスト削減

のため、二〇〇六年四月から管理運営を

外郭団体などに委託している約一七〇の

六月一〇日

二〇〇五年度から一〇年間の市農業振興計画「かわさき『農』の新生プラン」がまとまる。プランでは、都市農業・農地を市民にうるおいと安らぎをもたらす多面的な機能、公益的な役割を含めて「農」と表現し、かわさき二三〇万市民が「農」のあるライフスタイルを目指すことを基本目標としている。プランの施策を実行し、農業者・市民・行政の協働を進め、今後の「農」を検討・研究する新生プラン推進会議も設置された。

六月一五日

市は、「市長への手紙」と「インターネット広聴」の件数は、二〇〇四年度二、八二六件で前年度より六九二件減少した。内容別では、市長への手紙が「道路の改良・改修」、インターネットは「自転車対策」が一番多い。市長への手紙は〇二年度から減少傾向が続いている。

六月二二日

市は、駅前や混雑する場所での歩きたば

こを規制する路上喫煙防止条例の骨子をまとめた。骨子案は、人ごみの多い駅周辺での歩行喫煙による他の歩行者への危険性を防ぐことを目的としている。乗降客の多い主要五駅周辺を路上喫煙禁止区域に指定、市が注意・指導して従わない場合は過料を徴収する。七月から骨子案に対する市民意見を募集する。

六月二二日

市は、駅前や混雑する場所での歩きたば

こを規制する路上喫煙防止条例の骨子をまとめた。骨子案は、人ごみの多い駅周辺での歩行喫煙による他の歩行者への危険性を防ぐことを目的としている。乗降客の多い主要五駅周辺を路上喫煙禁止区域に指定、市が注意・指導して従わない場合は過料を徴収する。七月から骨子案に対する市民意見を募集する。

六月二二日

県と横浜、川崎市でつくる京浜臨海部再編整備協議会は、京浜臨海部の遊休地・低未用地は七七ヘクタールで前回調査(O一年度)から六六%減少し過去最小となつたことを発表。川崎市内は約二六・四ヘクタールで八三%減少。市は、大規模工場跡地の活用が本格化したためと分析し、推移を見極めながら、高度技術産業の立地促進や環境整備など活性化に取り組む方針。

新しい制度や改革は作った後が本番です。どんな制度や改革もその目的を実現していく職員が必要です。そのため市役所は「学び続ける組織」を維持し、「学び続ける職員」を育成していく必要があります。そのための人才培养・能力開発は、一人ひとりの「自学」が中心になると思いますが、それを促すように人事制度や職場と連携しながら、自らを高めていく機会を職員に提供していくことができるよう、職員研修を見直す時期だと思います。

(総務局職員研修所主査)

星野宏幹

本誌のバックナンバーをみると、各号発行時の政策課題とともに執筆者の問題意識や意気込みが誌面から伝わってきます。折々の議論が現在の施策につながっていることがわかり、こうした過程を追うことができるのも本誌の意義のひとつです。今号の議論は、将来どう振り返られるのでしょうか。これは、時の評価によって事後の検証されてしまうことでもあります。それを恐れずに自由に語れるのが本誌の特長であり、大事にすべき点なのでしょう。

(総合企画局都市経営部企画調整課主査 長沼芳之)

本誌のバックナンバーをみると、各号発行時の政策課題とともに執筆者の問題意識や意気込みが誌面から伝わってきます。折々の議論が現在の施策につながっていることがわかり、こうした過程を追うことができるのも本誌の意義のひとつです。今号の議論は、将来どう振り返られるのでしょうか。これは、時の評価によって事後の検証されてしまうことでもあります。それを恐れずに自由に語れるのが本誌の特長であり、大事にすべき点なのでしょう。

(宮前区役所保健福祉センター保健福祉サービス課
松原貴史)

今回【環境】というテーマで編集に関わらせて頂き、「戦後の公害問題」現状のゴミ問題など今後の緑化への施策、川崎市における取り組みについて、私自身の無知を感じ、また業務とは異なる分野にも接することが出来たことを今後の仕事のプラスにしていきたいと感じています。日常業務においては、いよいよ保育園業務が繁忙期となります。宮前区は平成二八年四月から「さぎ沼なごみ保育園」が開園となり、少しでも待機児の解消となることを切に願うばかりです。

(宮前区役所保健福祉センター保健福祉サービス課
松原貴史)

新しい制度や改革は作った後が本番です。どんな制度や改革もその目的を実現していく職員が必要です。そのため市役所は「学び続ける組織」を維持し、「学び続ける職員」を育成していく必要があります。そのための人才培养・能力開発は、一人ひとりの「自学」が中心になると思いますが、それを促すように人事制度や職場と連携しながら、自らを高めていく機会を職員に提供していくことができるよう、職員研修を見直す時期だと思います。

(総務局職員研修所主査)

星野宏幹

本誌のバックナンバーをみると、各号発行時の政策課題とともに執筆者の問題意識や意気込みが誌面から伝わってきます。折々の議論が現在の施策につながっていることがわかり、こうした過程を追うことができるのも本誌の意義のひとつです。今号の議論は、将来どう振り返られるのでしょうか。これは、時の評価によって事後の検証されてしまうことでもあります。それを恐れずに自由に語れるのが本誌の特長であり、大事にすべき点なのでしょう。

本誌の特集からも窺えるように、近年の環境政策は、市民や事業者の自発的取組に負うところが非常に大きい。自治体には、このような自発的取組の足を引っ張らないことはもちろん、環境問題に取り組むことの重要性を市民や事業者に向かって積極的に発信していくことが求められる。本誌もそのような情報発信の一手段である。本号が一人でも多くの市民や事業者の目に触れ、情報発信の役割を立派に果たすこと期待したい。

(政策課題専門調査員 棚橋 匡)

今回【環境】というテーマで編集を進める中で、一口に環境問題と言つても、実際に多様で奥の深い問題であることを実感しました。経済優先の社会で何が起ったのか、豊かさとはなにか、人間的生き方とは何か、改めて考える時期が到来し、環境情報を吸収するだけではなく、各人が行動を起こす時代に入ったように思います。環境と経済を調和させ、折り合いをつけていくための本市の試みは、環境と経済の統合がもたらす技術や経営の成果が、新たな競争力や価値を生み、それが環境配慮型社会の構築を加速するという新しいタイプの循環型経済につながる持続可能な都市モデルを探求していくものとなるでしょう。ぜひ、読者のご高覧を乞う次第です。

(総合企画局政策部主査 菊地一恵)

座談会は編集作業の過程で、削ぎ落としてしまったエピソードがいくつもあります。今、現場で展開している行政課題を、それに関わっている方の声で伺えたのは、非常にいい経験になりました。われわれの仕事は、ときにはデスクワークに終始しがちになりますが、常に市民の声、現場の声、当事者の声を聞くことが出来る、そういうアンテナを持ちつづけていたいと思います。そして必要とあれば、いつでも溝の中に飛び込んでいく心構えも、あわせて持つていただきたいですね。

(総合企画局政策部 広岡真生)

一 投稿をお待ちしています

本誌は職員の皆さんによる意見を発表し、討論するひろばです。日頃の自主研究の発表の場として、投稿をお待ちしています。(執筆は個人・グループのいずれでも構いません)応募される方は、事前に研究の概要をA4判紙一枚以内にまとめて政策部担当までお送りください。

(財政局財政部資金課 茂木政樹)

最近の区役所では、区行政改革の推進に伴い頻繁に「課題」が出てくる。試行の区民会議では、解決に向けて課題を調理しテーブルに並べ、それを区民の方に試食してもらうわけだが、次々と料理が出され食す前に消化不良を起こすのではないとかと心配である。食材や調理法に関心をもち美味しい

治を一步でも前進させるために、この政策情報誌が貢献できるよう事務局として取り組みたいと考えている。

(総合企画局政策部主幹 土方慎也)



右上: 民俗画より



9784862090041

ISBN4-86209-004-4

C3031 ¥600E

言叢社

定価=630円(本体 600円+税)



1923031006003

第 19 号
2006 January no.19

政策情報

Review of public policy, KAWASAKI CITY

かわさき

川崎市総合企画局政策部

政策情報かわさき 第19号

2006年 1月1日発行

【編集・発行】川崎市総合企画局政策部

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

TEL.044-200-2168 FAX.044-200-3800

【発売元】有限会社 言叢社

〒101-0065

東京都千代田区西神田2-4-1東方学会本館

TEL.03-3262-4827 FAX.03-3288-3640